

少子化に対応した活力ある学校づくりに 関する参考資料

学校の適正規模・適正配置 関係法令

学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

中学校については、第49条において準用

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第41条 **小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。**

中学校については、第49条において準用

昭和33年の省令改正により条文化（それ以前は学校規模に関する規定はなし）

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

第4条 法第三条第一項第四号の**適正な規模の条件**は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね**十二学級から十八学級**までであること。

二 **通学距離**が、**小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内**であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる**条件に適合しない場合**においても、**文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して**適当と認めるときは****、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる**条件に適合するものとみなす**。

関連閣議決定等

経済財政運営と改革の基本方針2014(H26.6.24閣議決定)

今後、少子化が更に進展する中、教育の「質」をより重視した取組を強化する。そのため、少子化の見通しも踏まえ教職員の計画的採用を進めつつ、教職員の質的向上や指導力の強化を推進する。学校規模の適正化に向けて、距離等に基づく学校統廃合の指針について、地域の実情も踏まえつつ見直しを進める。また、専門人材やICTの活用等により効率的に教育の充実を図る。

今後の学制等の在り方について(教育再生実行会議 第五次提言)平成26年7月4日 閣議報告

学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12.27閣議決定)

(4)-(ア)- 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましいが、今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。そのため、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合や、小規模校の存続を選択する場合、更には休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応し、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
(第11条～第20条)

本部長：
内閣総理大臣
副本部長（予定）：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生
総合戦略（閣議決定）
(第8条)

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通
しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

勸案

勸案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勸案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（創生本部・総合戦略に関する規定は、公布日から1か月を超えない範囲内で政令で定める日）

（４）時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

（ア）中山間地域等における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成

（４）-（ア）-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

●現在の課題

○集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模（注１）を確保することが望ましい。

○今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化（注２）や学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、学校統合や小規模校を存続させる場合の学校活性化など、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。

○休校した学校の再開を希望する場合の支援策の充実を図る必要がある。

（注１） 小・中学校の適正規模は 12～18 学級が標準（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号））

（注２） クラス替えができず人間関係が固定化、集団行事に制約、部活動の種類が限定、多様な考えを引き出す授業展開が困難 等

●必要な対応

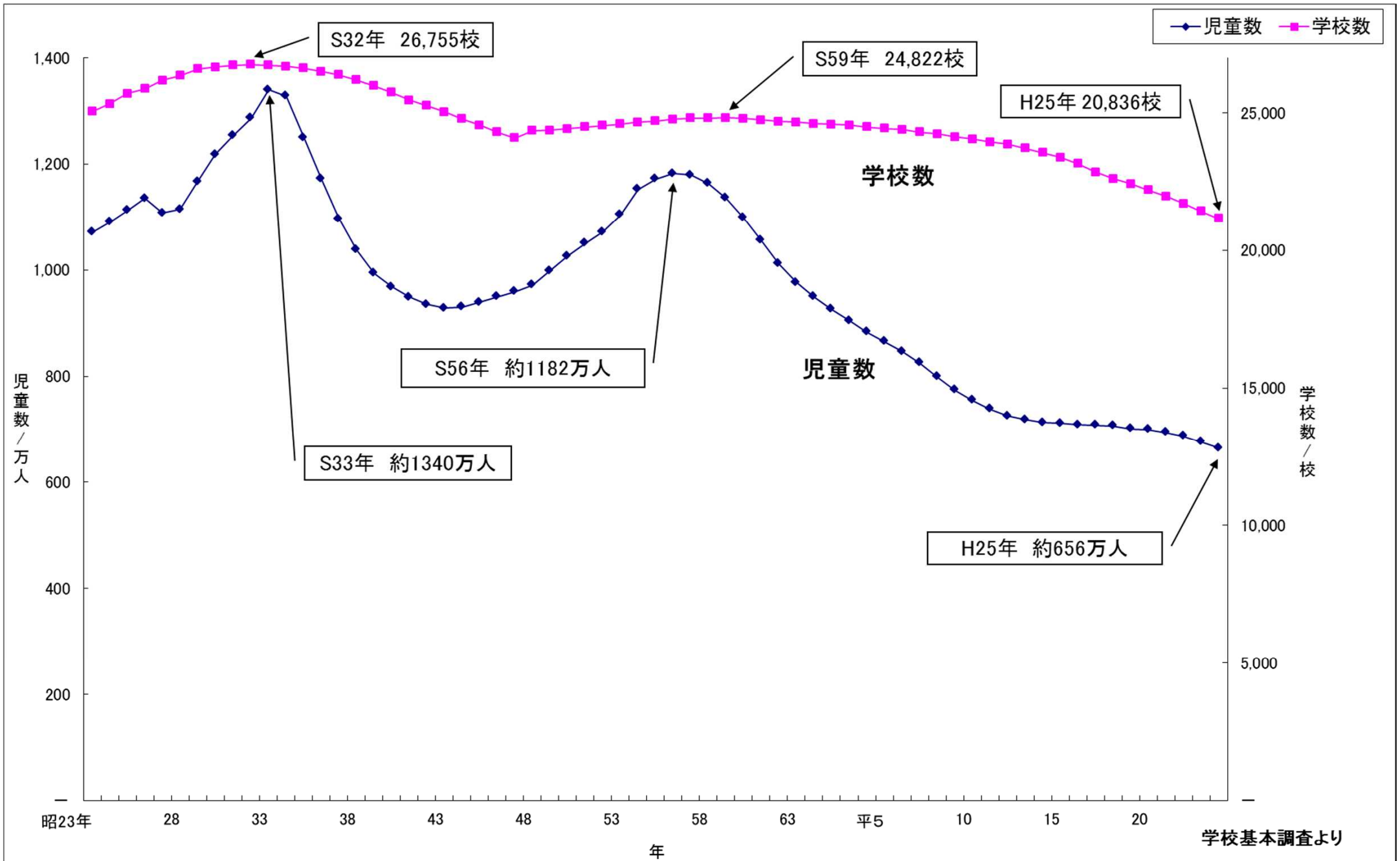
○地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。

- ・学校統合を検討する場合 ⇒ 統合に付随する課題の解消への取組を支援
- ・小規模校の存続を選択する場合や、地理的な要因等により学校統合が困難である場合 ⇒ 小規模デメリットの最小化、小規模メリットの最大化に向けた取組を支援
- ・休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合 ⇒ 学校の再開に向けた取組を支援

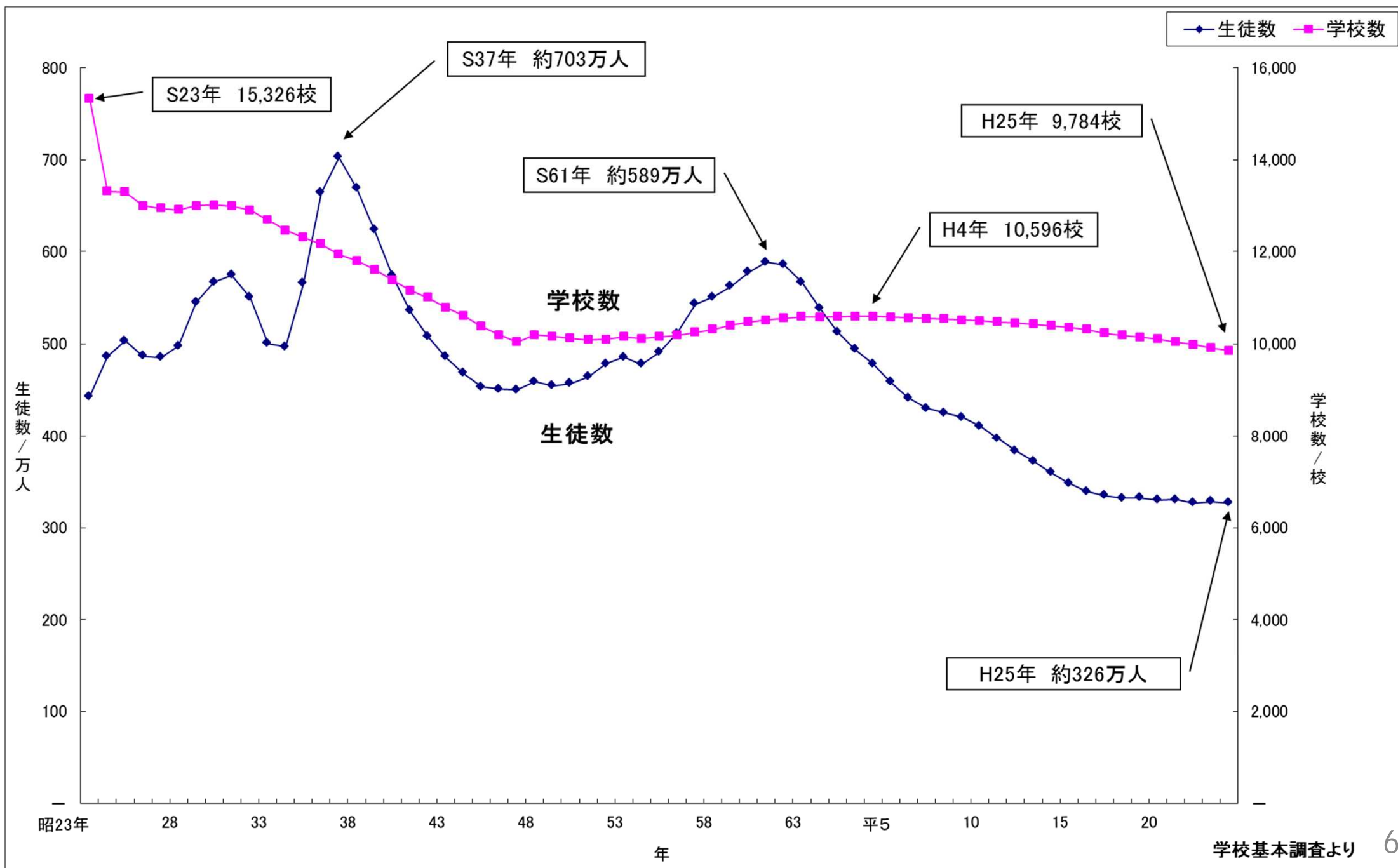
●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（５年後まで）
取組内容	○各市町村における検討・取組の参考となるよう、「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（仮称）」を策定・周知	○学校統合を行う地方公共団体の支援 ○小規模校を維持する場合の教育活動の高度化 ○休校した学校の再開支援の推進	○学校統合を行う地方公共団体の支援 ○小規模校を維持する場合の教育活動の高度化 ○休校した学校の再開支援の推進
2020 年 KPI（成果目標）	○統合による魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実等について、課題を認識している全ての市町村が着手		

公立小学校児童数・学校数



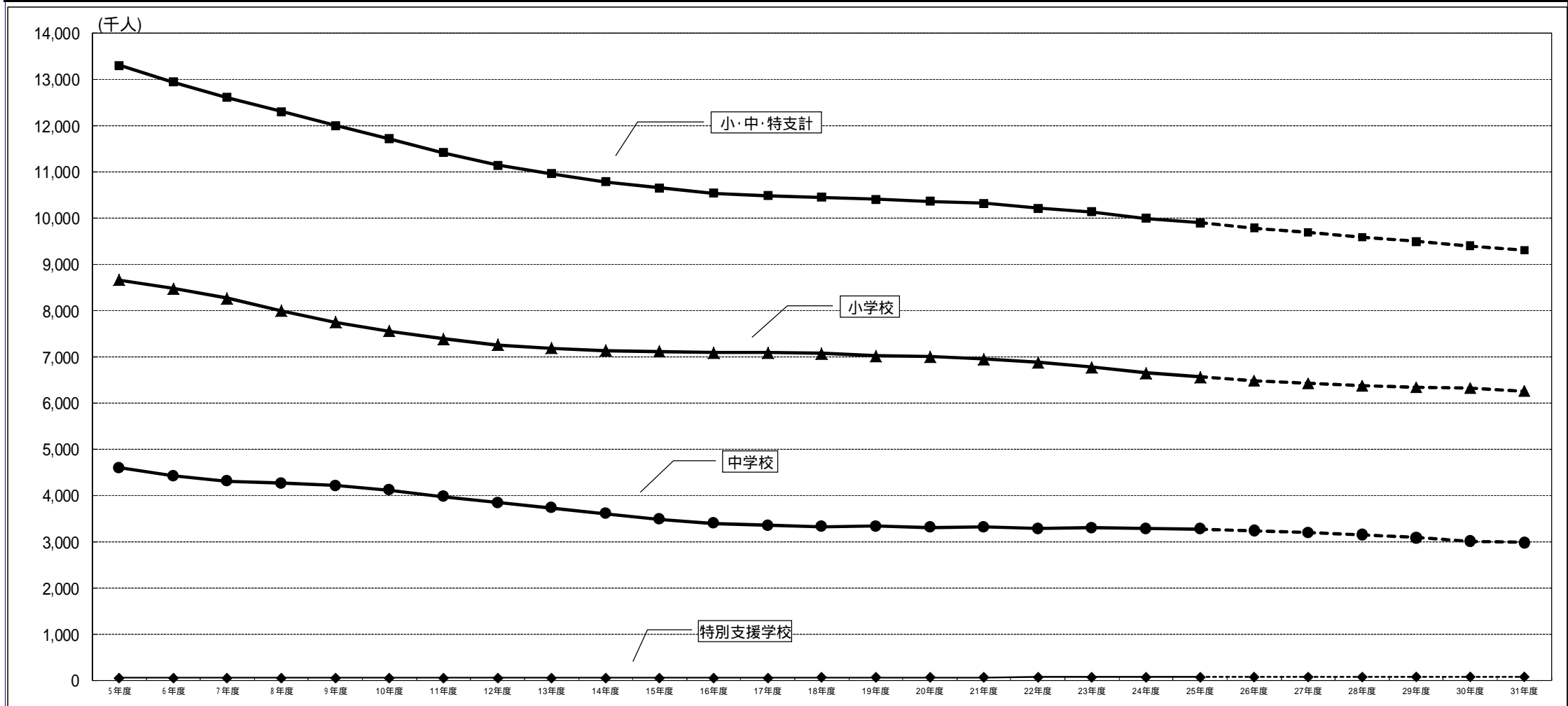
公立中学校児童数・学校数



公立小・中学校・特別支援学校（小・中学部）児童生徒数の推移

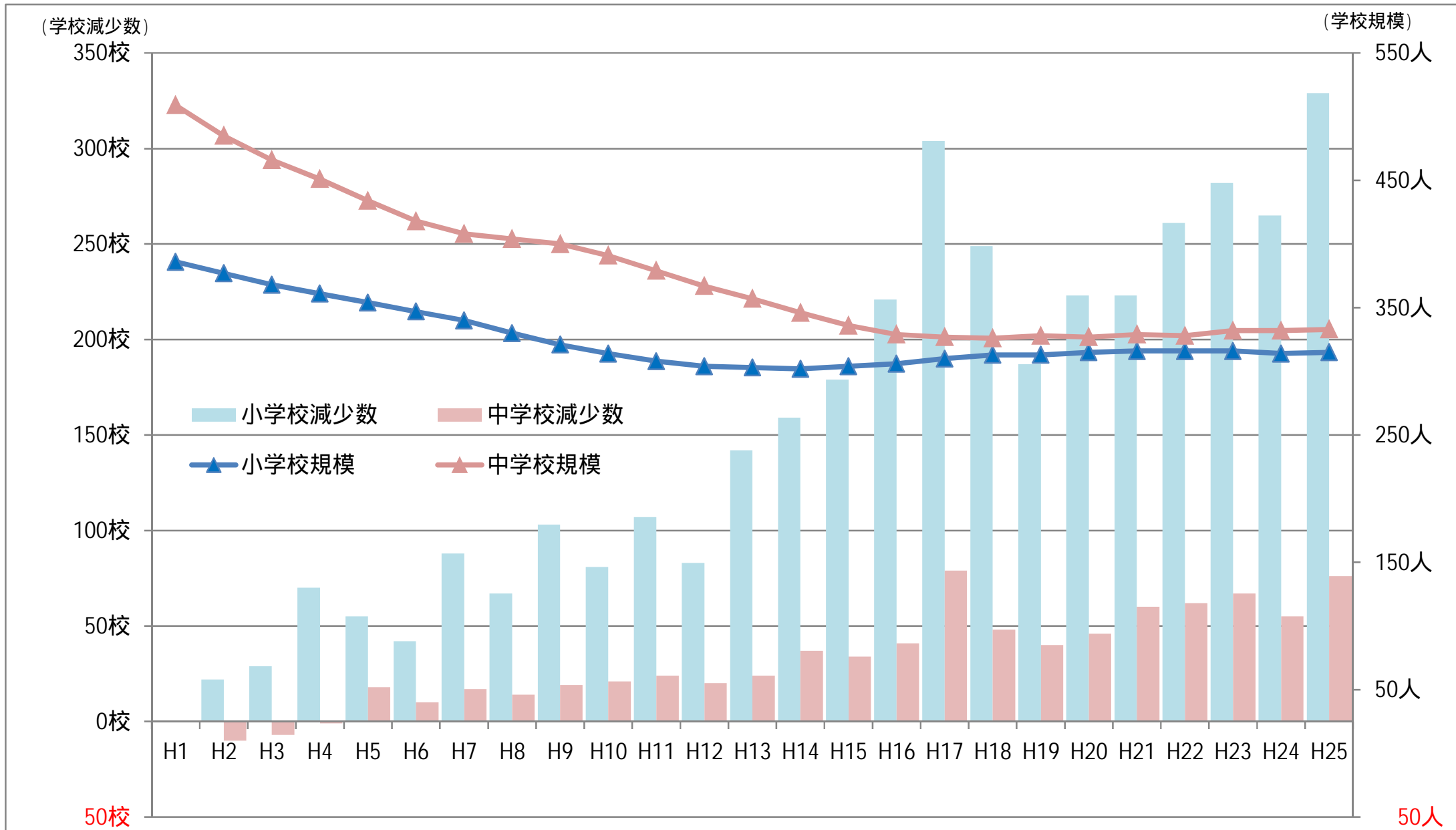
(単位：千人)

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
小学校	8,655	8,468	8,255	7,990	7,740	7,548	7,385	7,251	7,182	7,125	7,112	7,085	7,080	7,068	7,012	6,999	6,940	6,869	6,764	6,643	6,557	6,478	6,419	6,365	6,333	6,317	6,252
中学校	4,588	4,415	4,300	4,255	4,208	4,108	3,972	3,836	3,725	3,598	3,482	3,394	3,350	3,321	3,327	3,302	3,308	3,279	3,297	3,280	3,266	3,235	3,197	3,147	3,081	3,007	2,975
特支学校 (小・中学部)	48	48	47	47	47	47	47	47	48	49	50	51	52	54	56	58	60	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
計	13,291	12,931	12,602	12,292	11,995	11,703	11,404	11,134	10,955	10,772	10,644	10,530	10,482	10,443	10,395	10,359	10,308	10,210	10,124	9,987	9,888	9,779	9,683	9,580	9,483	9,394	9,298
対前年度	375	360	328	310	297	292	299	270	179	183	128	114	47	39	48	36	51	98	86	137	99	109	96	103	97	89	96
教員数	664	656	649	643	638	629	620	612	610	611	612	610	611	611	611	611	611	611	612	612	611	-	-	-	-	-	-



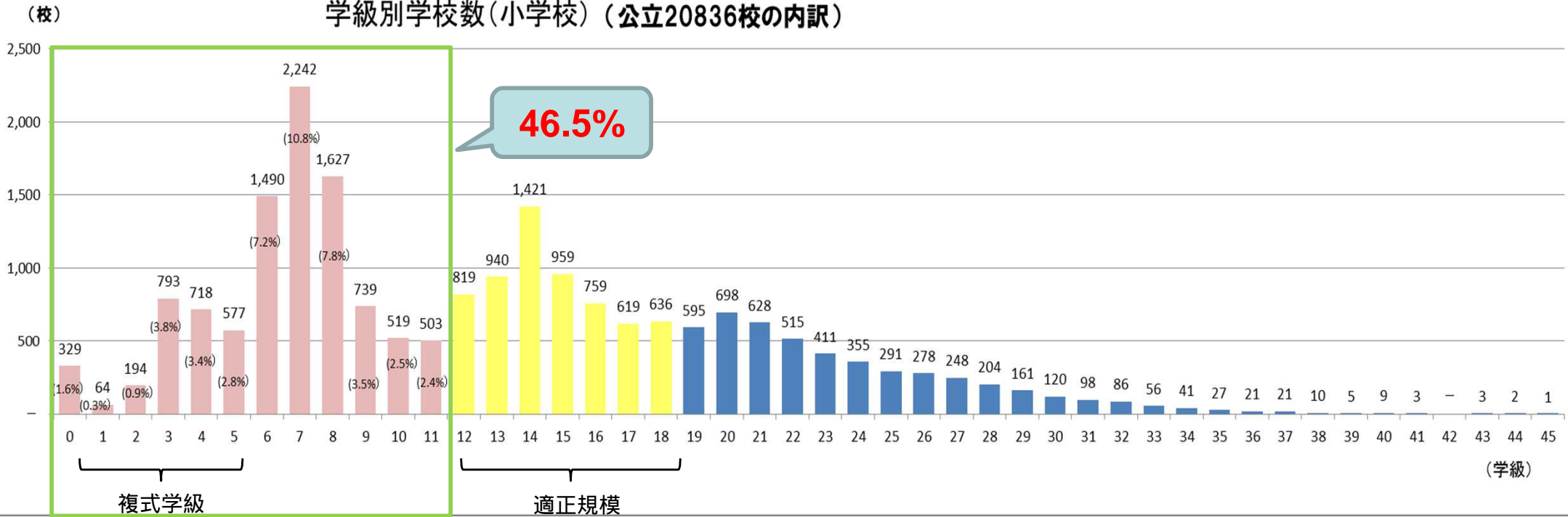
1. 平成25年度までは学校基本調査による数である。
 2. 平成26年度から平成31年度までの児童生徒数は、出生数等を基に推計した数である。

近年の学校増減数と学校規模の推移

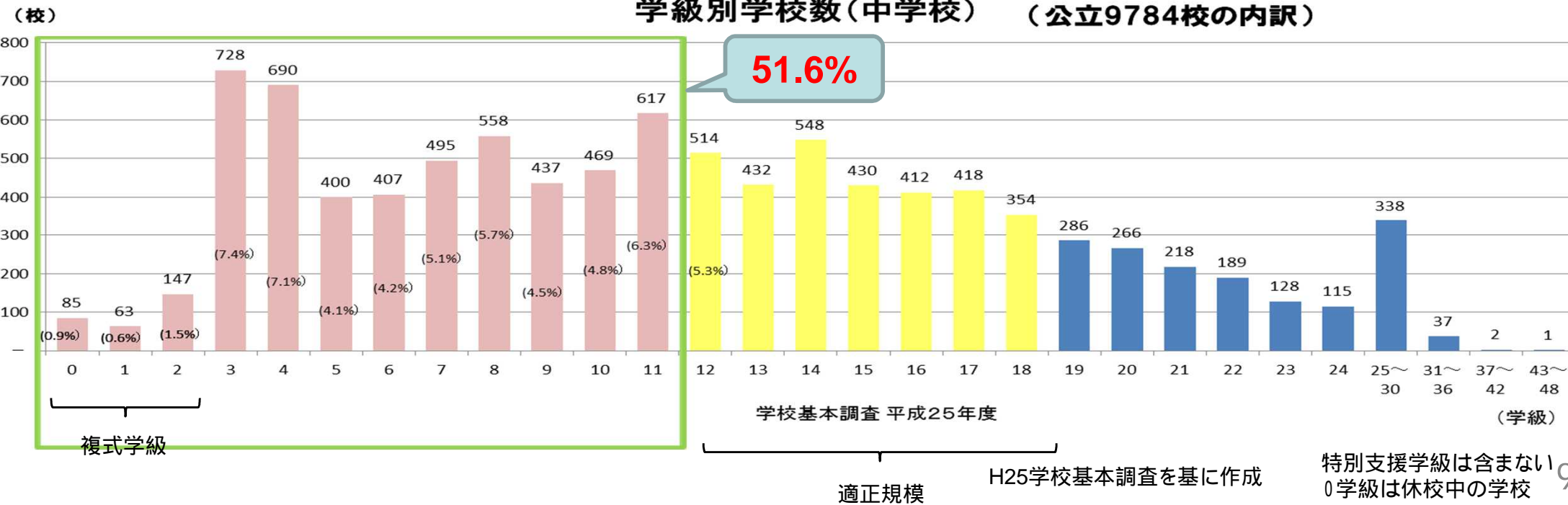


学級規模別学校数

学級別学校数(小学校) (公立20836校の内訳)



学級別学校数(中学校) (公立9784校の内訳)



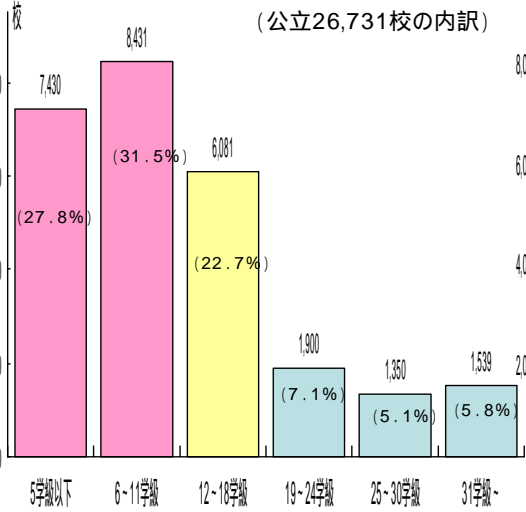
近年の公立学校の学校規模の推移

学校統合等によって、5学級以下の小規模学校は減少傾向にある一方で、12～18学級の規模の学校が増加傾向にある。

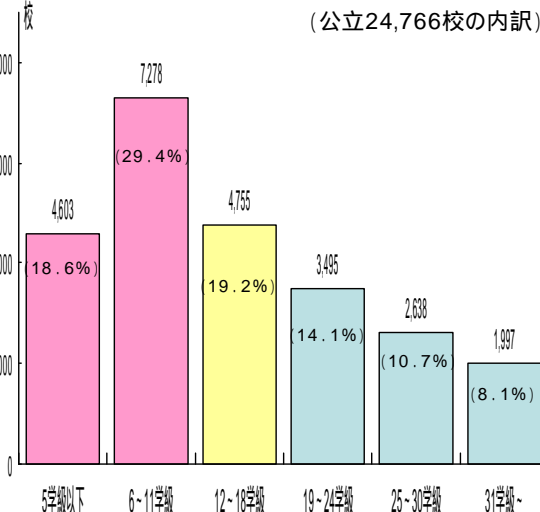
グラフ中の()内の数字は、全体の学校数に占める割合
 本校(公立)のデータ
 出典：学校基本調査

小学校

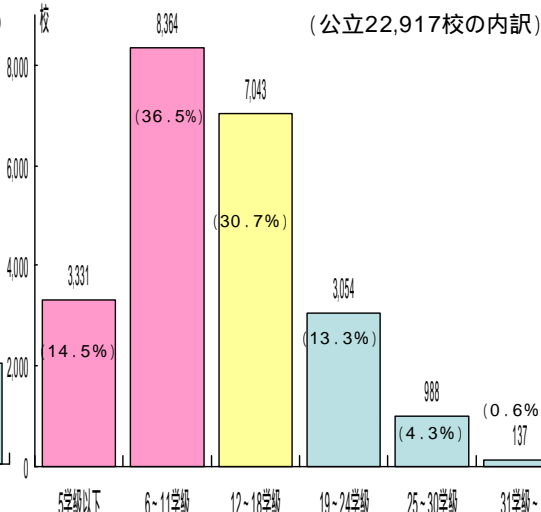
昭和33年度
 (第一次ベビーブームによる児童数のピーク)



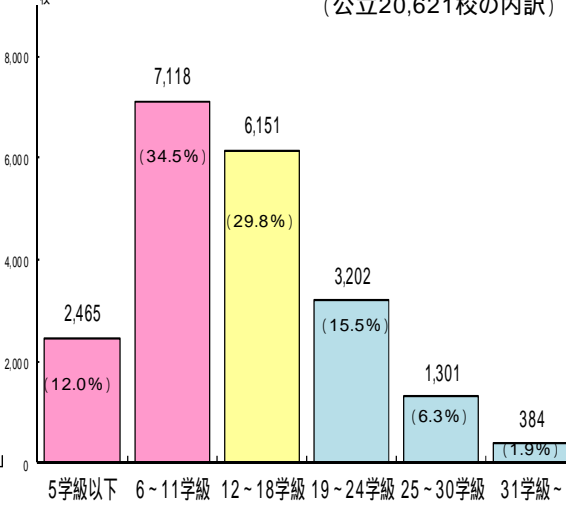
昭和56年度
 (第2次ベビーブームによる児童数のピーク)



平成15年度

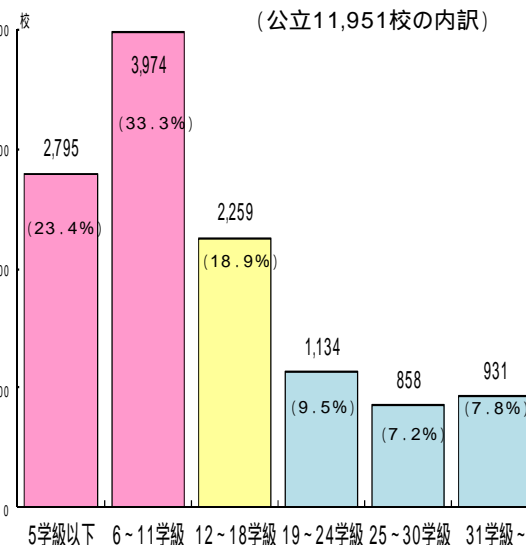


平成25年度

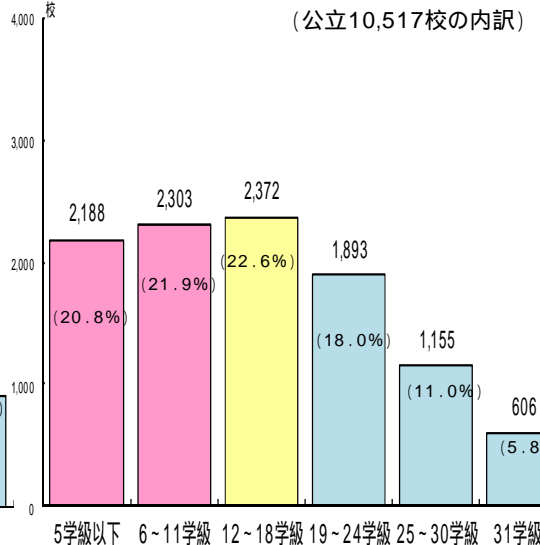


中学校

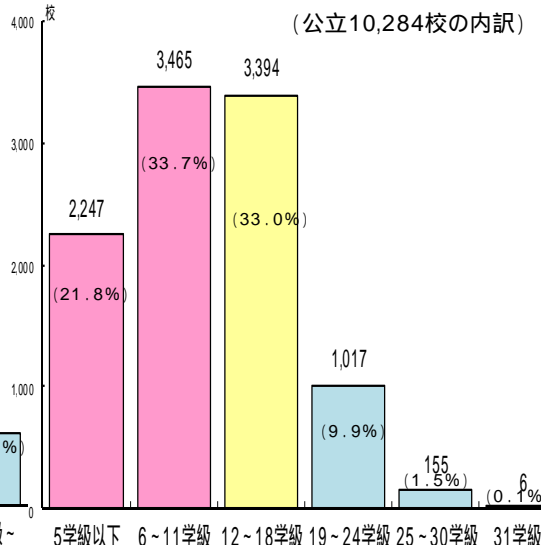
昭和37年度
 (第1次ベビーブームによる生徒数のピーク)



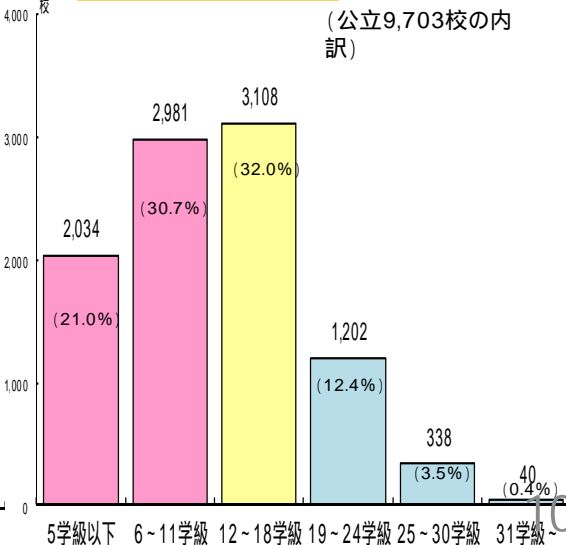
昭和61年度
 (第2次ベビーブームによる生徒数のピーク)



平成15年度



平成25年度



第二期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

【基本的考え方】

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等，主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため，教育内容・方法の一層の充実を図る。その際，特に，自ら課題を発見し解決する力，他者と協働するためのコミュニケーション能力，物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視する。

このため，グループ学習やICTの活用等による協働型・双方向型の授業への革新，学校と家庭・地域との連携の推進を図りつつ，新学習指導要領を着実に実施する。

【主な取組】

1 - 2 ICTの活用等による新たな学びの推進

- ・ 確かな学力をより効果的に育成するため，言語活動の充実や，グループ学習，ICTの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新を推進する。

個に応じた指導の徹底について

小学校学習指導要領解説 総則編 (平成20年6月 文部科学省)(抄)

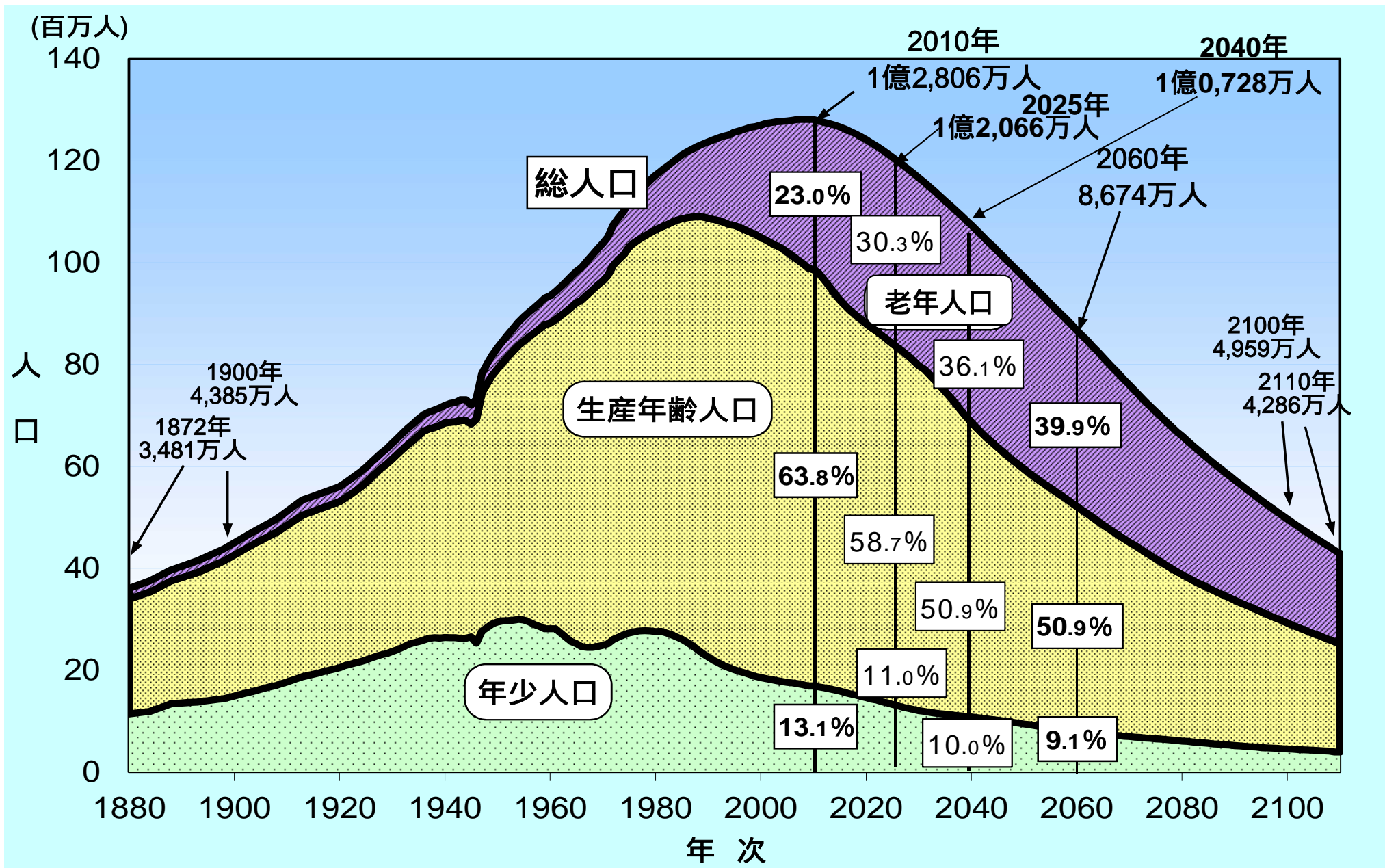
- (6) 各教科等の指導に当たっては，児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう，学校や児童の実態に応じ，個別指導やグループ別指導，繰り返し指導，学習内容の習熟の程度に応じた指導，児童の興味・関心等に応じた課題学習，補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導，教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し，個に応じた指導の充実を図ること。

児童はそれぞれ能力・適性，興味・関心，性格等が異なっており，また，知識，思考，価値，心情，技能，行動等も異なっている。児童が学習内容を自分のものとして働かせることができるように身に付けるためには，教師はこのような個々の児童の特性等を十分理解し，それに応じた指導を行うことが必要であり，指導方法の工夫改善を図ることが求められる。それによって，児童一人一人が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し，それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくみ，その後の学習や生活に生かすことができるようにするとともに，自分自身のものの見方や考え方をもてるようにすることが大切である。また，児童が主体的に学習を進められるようになるためには，学習内容のみならず，学習方法への注意を促し，それぞれの児童が自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てることも必要となる。そのための児童からの相談にも個別に応じることが望まれる。なお，こうした指導方法の工夫はすべての児童に対応するものであるが，学習の遅れがちな児童には特に配慮する必要がある。

(略)

指導方法については，児童の発達の段階や学習の実態などに配慮しながら，従来から取り組まれてきた一斉指導に加え，個別指導やグループ別指導といった学習形態の導入，理解の状況に応じた繰り返し指導，学習内容の習熟の程度に応じた指導，児童の興味・関心や理解の状況に応じた課題学習，補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導などを柔軟かつ多様に導入することが重要である。

人口推移（全国：明治期～21世紀～2110年）

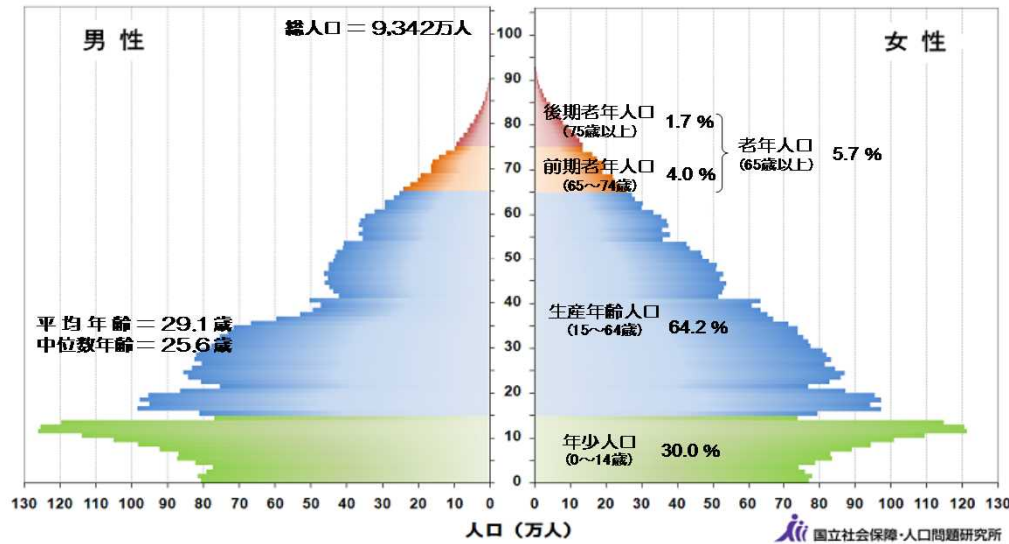


国立社会保障・人口問題研究所作成資料

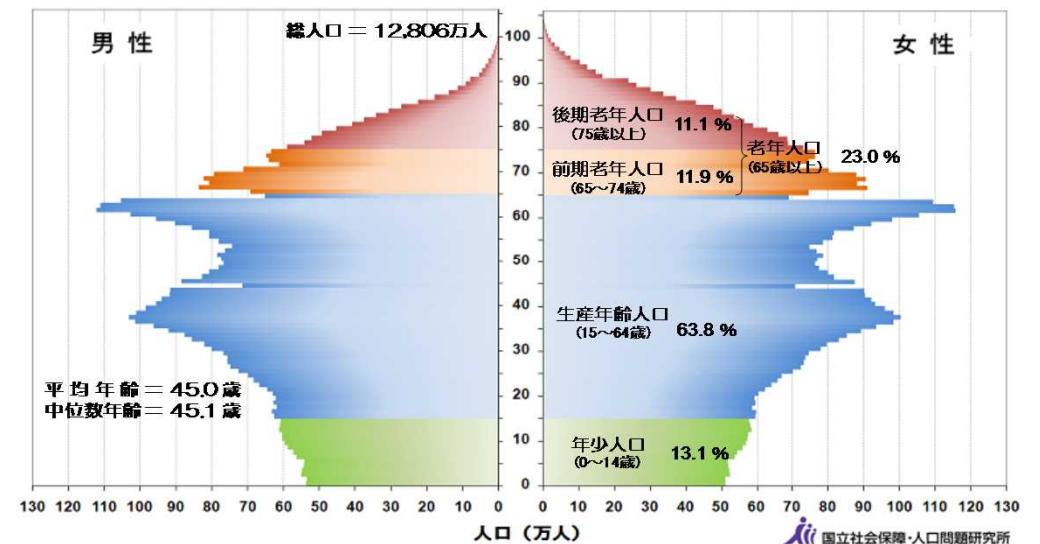
(旧内閣統計局推計、総務省統計局「国勢調査」「推計人口」等、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」[出生中位・死亡中位推計])

人口ピラミッドの変遷（全国）

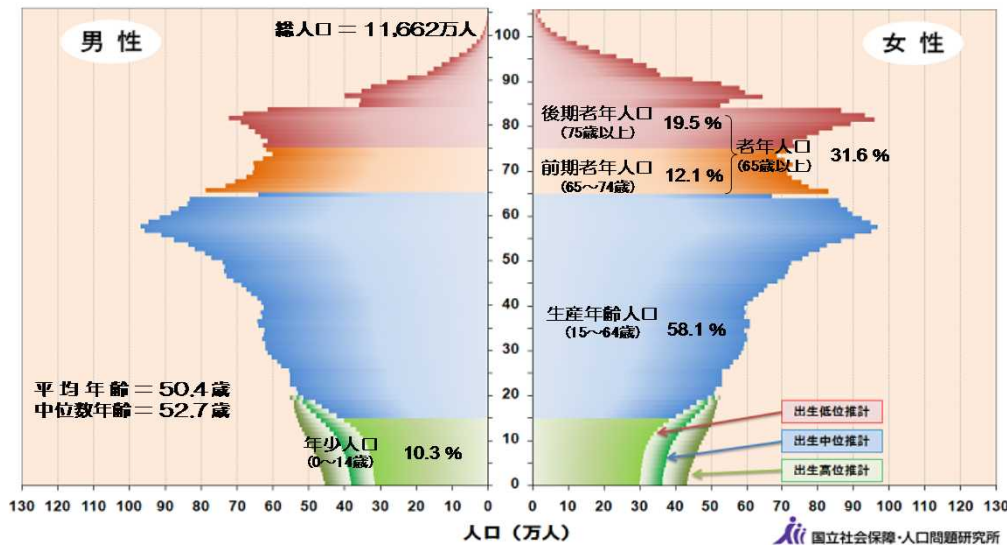
1960年



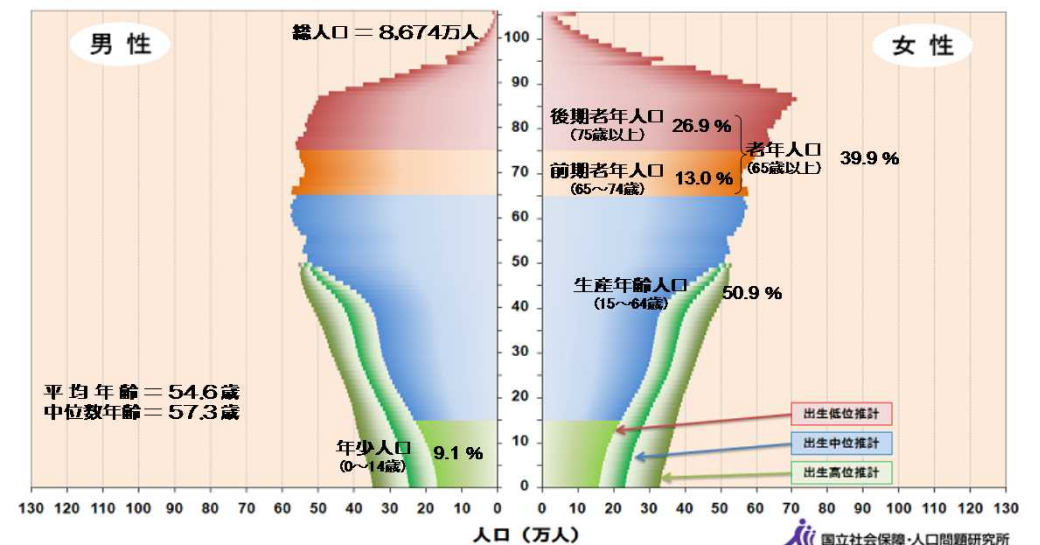
2010年



2030年

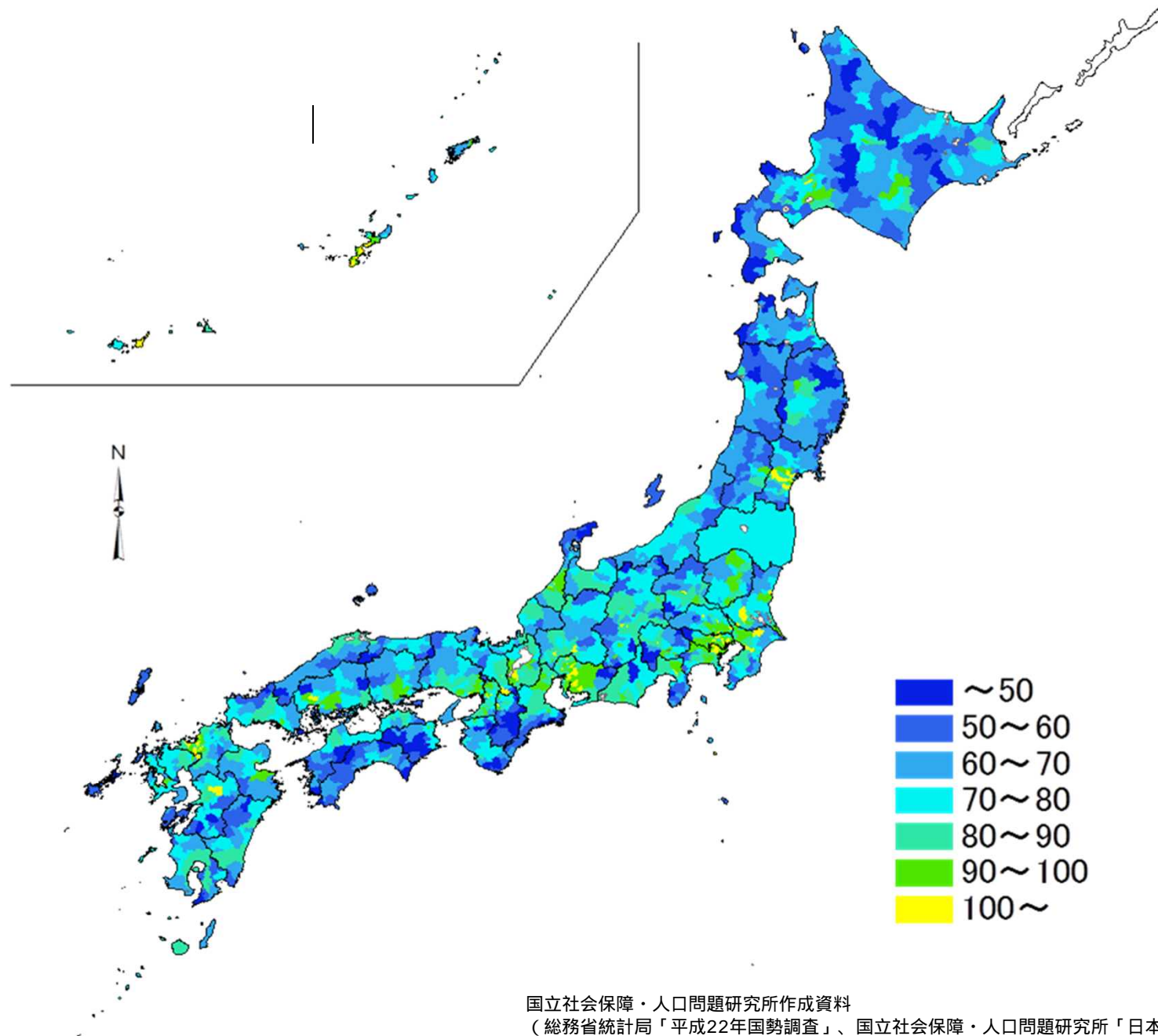


2060年

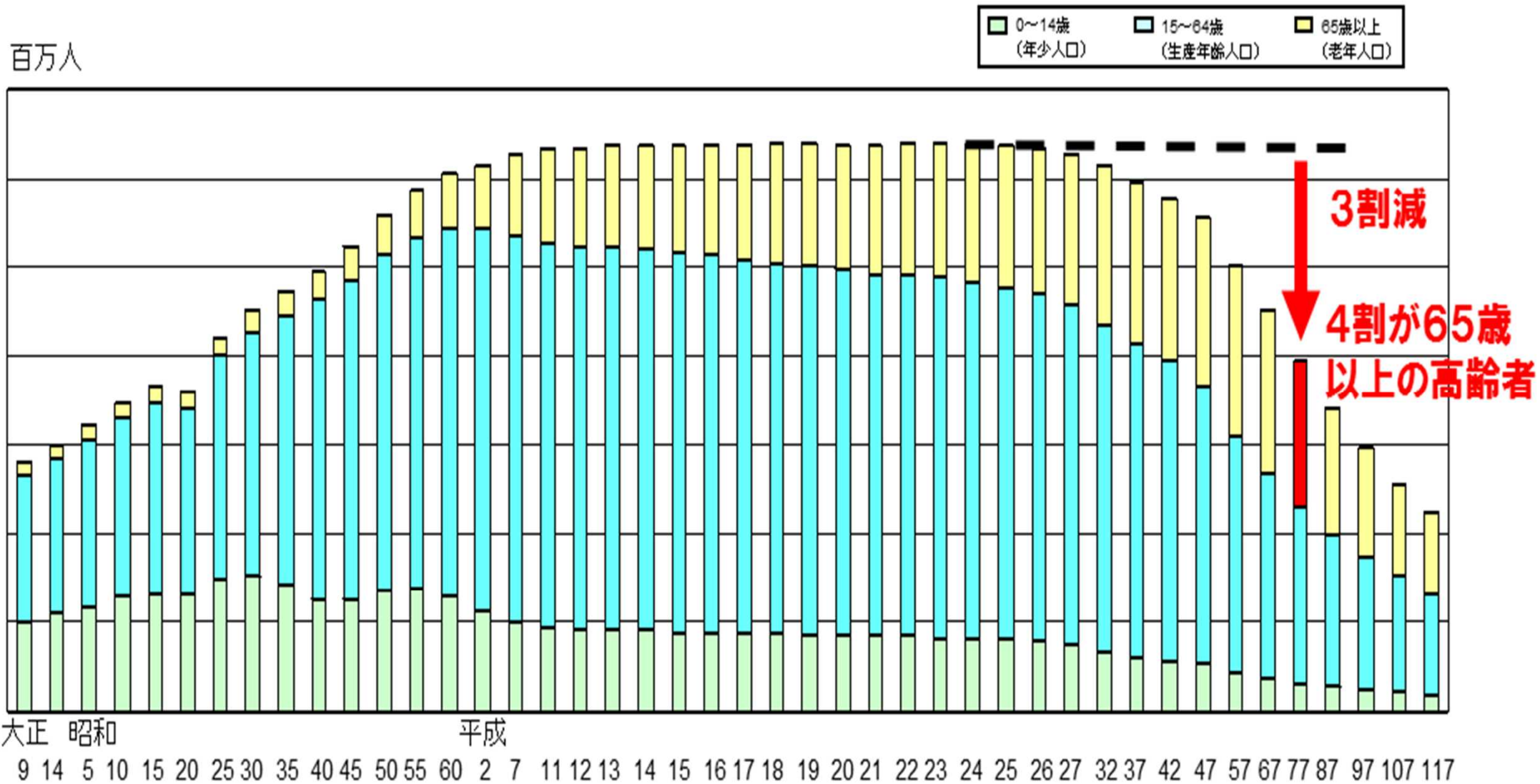


2040年の人口推計（市区町村）

2040年総人口指数（2010年を100とした場合）

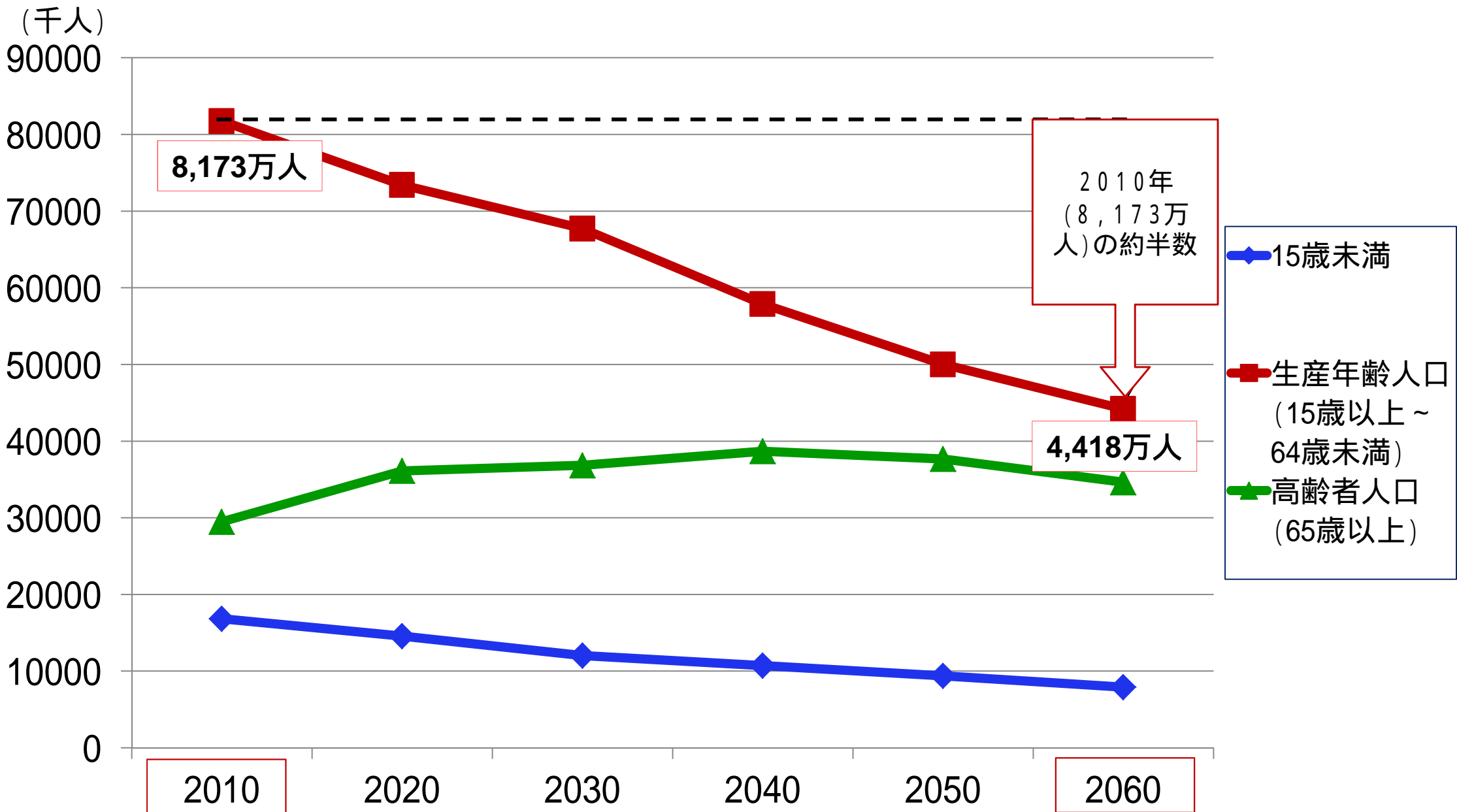


人口の推移と将来人口



生産年齢人口の推移

生産年齢人口も減り続け、2060年には2010年と比べ約半数まで減少する見込み。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

表1-1 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口及び年齢構造係数: 出生中位(死亡中位)推計より文部科学省作成17

児童生徒数の減少見込み 自治体毎の推計例

(事例1) 長野県が「少子・人口減少社会に対応した新たな学校づくり検討会議」に用いた推計資料

児童生徒数の推移と将来推計

【現状と課題】

- 長野県においては、国と同様、児童生徒数の減少が続いており、将来推計では、平成47年度の小学生はおよそ75,000人、中学生はおよそ39,000人と推計されている。
- 総人口は、平成22年度を1としたとき、平成47年度は0.82と推計されている。一方、小中学生の減少率は総人口を上回っており、小学生は0.60、中学生は0.63と、およそ6割程度になると推計されている。
- 市町村による違いもみられ、大きく減少することが推計されている地域もある。

■市町村(組合)立小中学校の児童生徒数の推移と将来推計

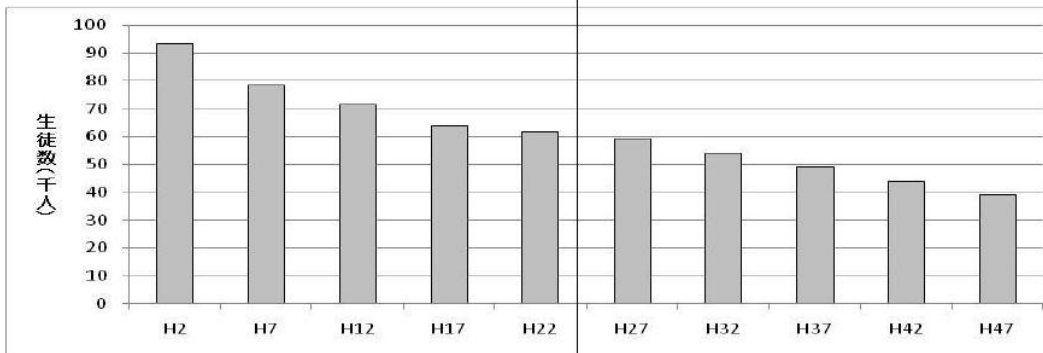
【小学校】

(単位：千人)

年度	H2	7	12	17	22	27	32	37	42	47
児童数	162	146	132	128	123	112	102	92	81	75

推移

将来推計



注1) 推移は学校基本調査による。

注2) 推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに義務教育課で試算

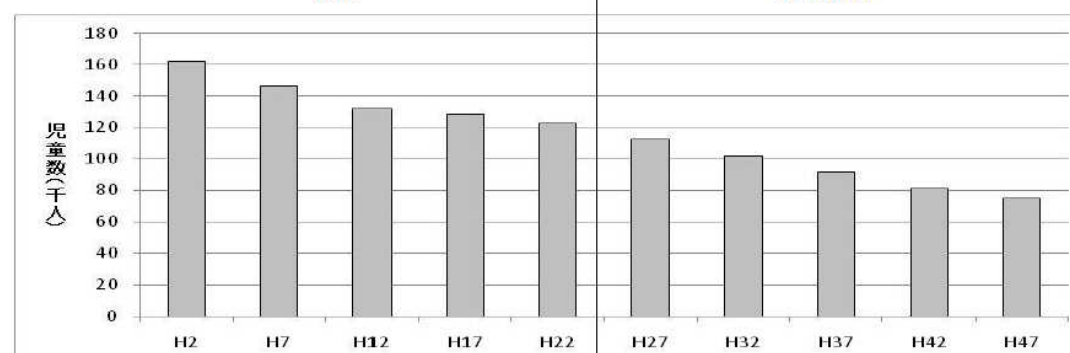
【中学校】

(単位：千人)

年度	H2	7	12	17	22	27	32	37	42	47
生徒数	93	78	71	64	62	59	54	49	44	39

推移

将来推計



注1) 推移は学校基本調査による。

注2) 推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに義務教育課で試算

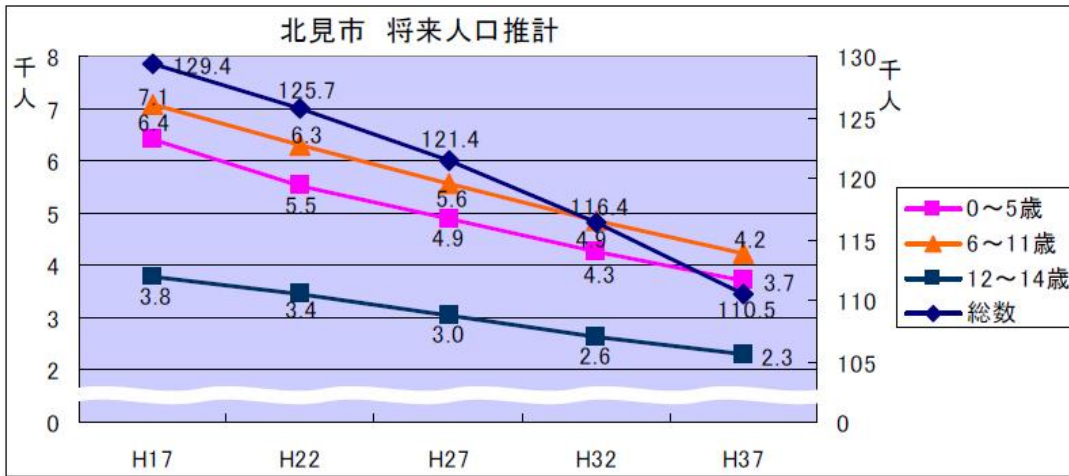
児童生徒数の減少見込み 自治体毎の推計例

(事例2) 北海道北見市の「北見市立小・中学校の適正規模に関する基本方針」における推計

2 今後の児童生徒数の見込み

(1) 児童生徒数の見込み

平成17年、平成22年の国勢調査における公表数値及び平成27年以降、平成37年までの人口推計により、北見市全体の人口が減少していく中、今後も義務教育人口が減少していく傾向となっています。(下記「北見市将来人口推計」参照)



国立社会保障・人口問題研究所が、平成25年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」から、転載している。また、0～5歳、6～11歳、12～14歳の年齢別人口は、小中学生人口の推移を測るため、平成22年の国勢調査での実績値の割合を用い、算定した。

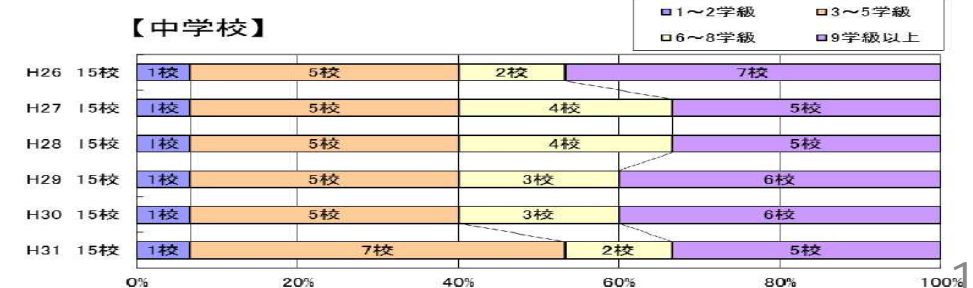
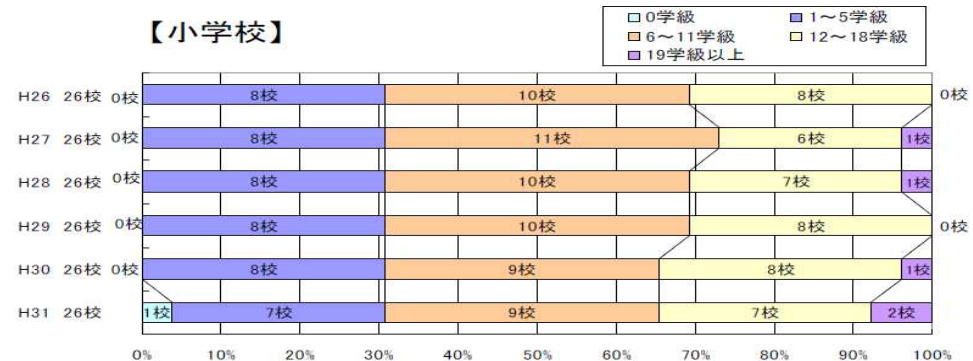
(2) 学校規模の見込み

毎年、小学校就学前の6年間の子どもの人数や、それに基づく学級数について推計しており、その資料によると、学校規模について、小学校では児童数の減少により、平成26年度と平成29年度において、19学級以上の学校数が減少しています。

また、平成31年度の推計では在籍児童がいなくなり、0学級となる学校が1校あります。

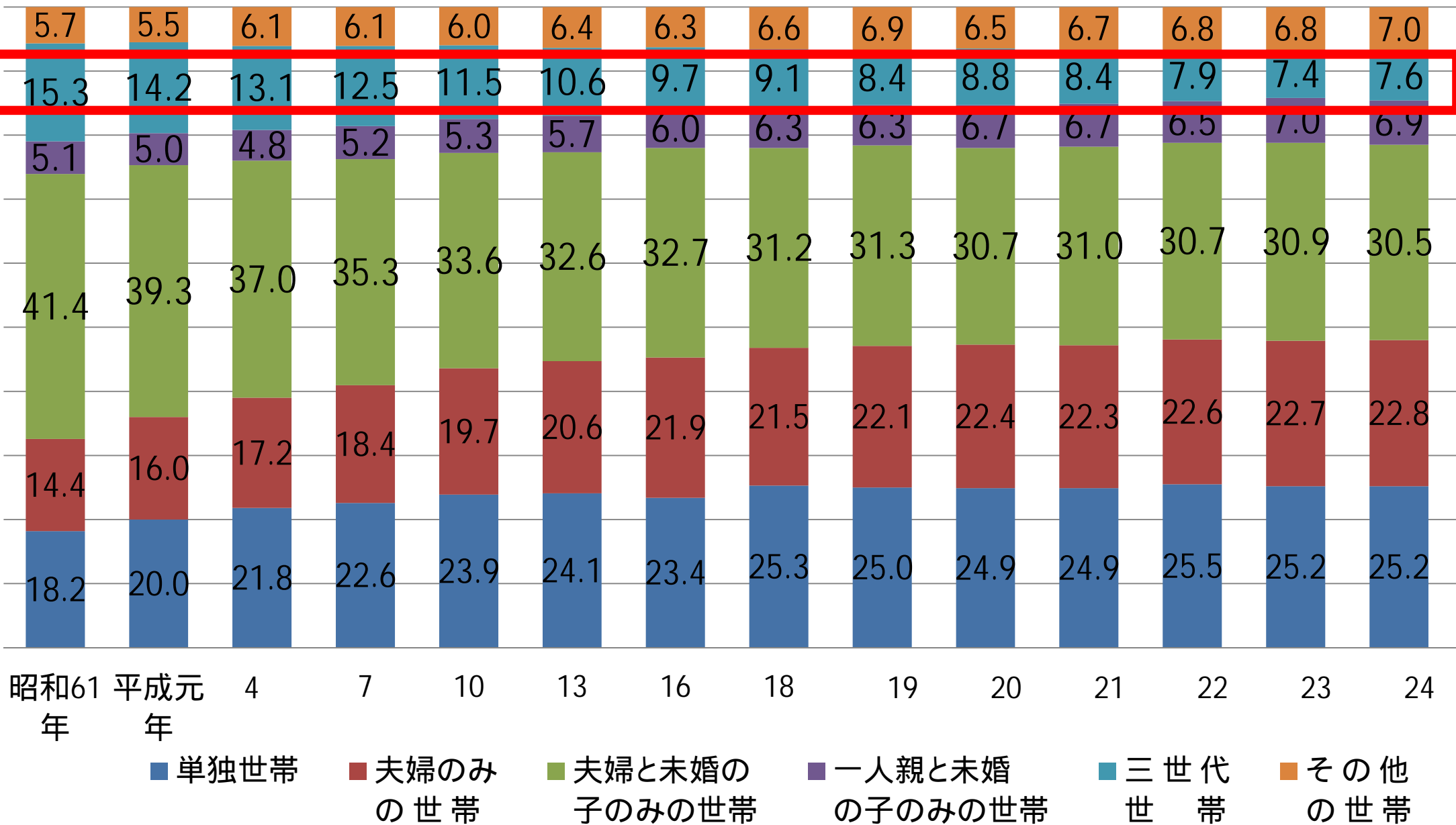
中学校では、平成26年度から平成29年度において、大きな変動が見受けられない状況にあります。平成30年度と平成31年度の推計では、10学級以上の学校数が減少しています。

小学校 1～5学級・・・複式学級 (※5頁参照)
 小学校 12学級以上・・・国が定める適正規模



(出典) 「北見市立小・中学校の適正規模に関する基本方針」(平成25年11月 北見市教育委員会)

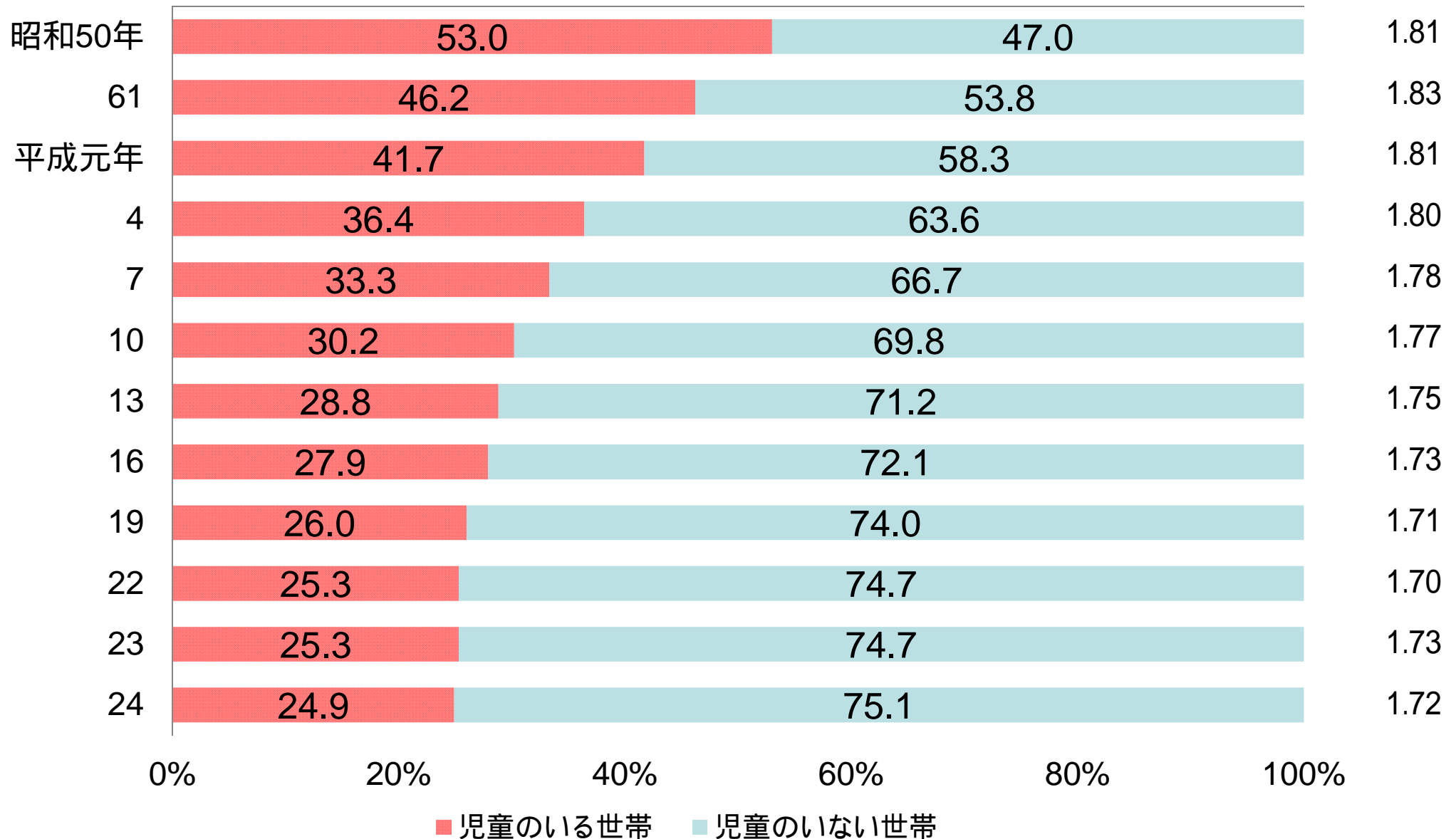
世帯別構成割合



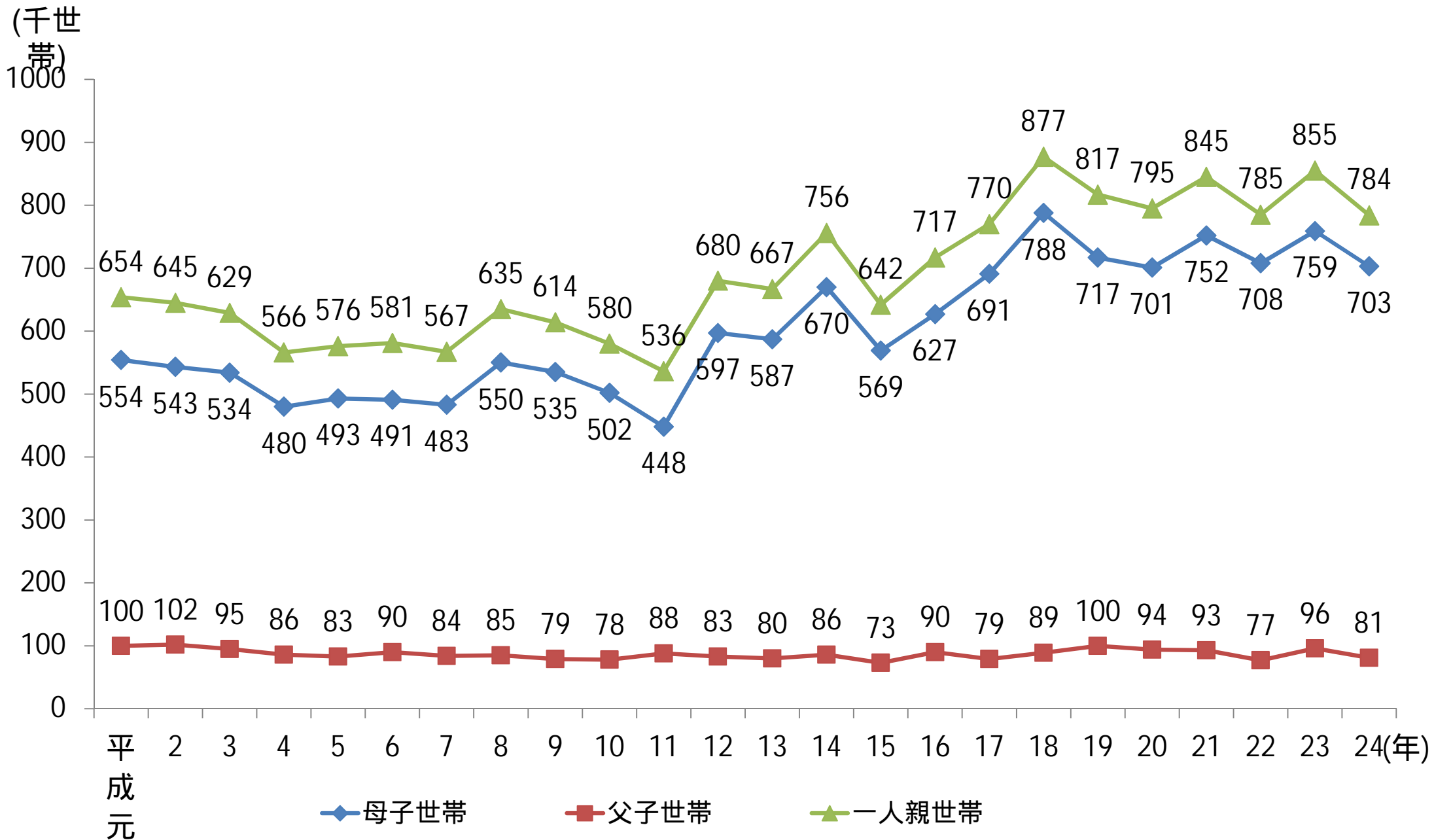
厚生労働省：福祉行政報告例結果の概況、平成24年国民生活基礎調査

児童のいる世帯及び平均児童数

児童のいる世帯の
平均児童数(人)

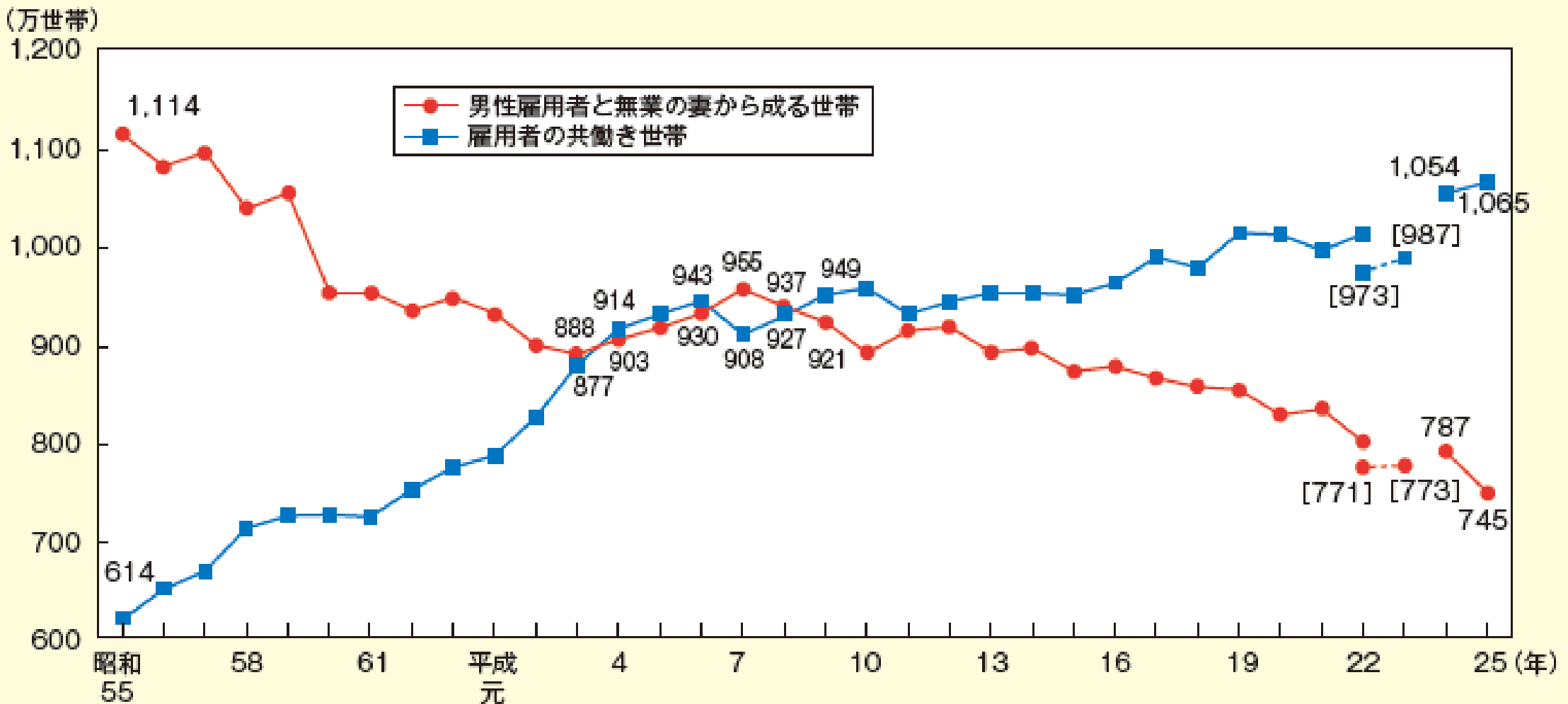


母子・父子世帯の推移



厚生労働省：福祉行政報告例結果の概況、
厚生統計要覧(平成25年度)

共働き世帯数の推移



1980年～2001年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月、ただし、1980年～1982年は各年3月)
2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
2010年及び2011年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

学校規模別教職員配置の標準（例）（小学校）

（単位：人）

学級数	校 長	副校長・教頭	教 諭				教 員 計	養護教諭	事務職員	合 計
			学級担任	担 任 外	生徒指導	小 計				
3学級	1	-	3	0.75	-	3.75	4.75	1	0.75	6.50
6学級	1	0.75	6	1	-	7	8.75	1	1	10.75
12学級	1	1	12	1.5	-	13.5	15.50	1	1	17.50
18学級	1	1	18	2.6	-	20.6	22.60	1	1	24.60
24学級	1	1	24	3	-	27.0	29.00	2	1	32.00
30学級	1	2	30	3.5	0.5	34.0	37.00	2	2	41.00
36学級	1	2	36	3.9	0.5	40.4	43.40	2	2	47.40
42学級	1	2	42	4.5	0.5	47.0	50.00	2	2	54.00

他に、教諭の少人数指導等の定数、養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、栄養教諭等の定数が加わる。

養護教諭は、児童数851人以上が複数配置であるが、24学級以上を、851人以上とみなして、+1とした。

学校規模別教職員配置の標準（例）（中学校）

（単位：人）

学級数	校 長	副校長・教頭	教 諭			教 員 計	養護教諭	事務職員	合 計
			教科担任	生徒指導	小 計				
3学級	1	0.5	7.5	-	7.5	9.0	1	0.75	10.75
6学級	1	1	9.5	-	9.5	11.5	1	1	13.5
9学級	1	1	14.5	-	14.5	16.5	1	1	18.5
12学級	1	1	17.9	-	17.9	19.9	1	1	21.9
15学級	1	1	22.5	-	22.5	24.5	1	1	26.5
18学級	1	1	27.0	1	28.0	30.0	1	1	32.0
21学級	1	1	31.6	1	32.6	34.6	1	2	37.6
24学級	1	2	35.5	1	36.5	39.5	2	2	43.5
27学級	1	2	40.0	1	41.0	44.0	2	2	48.0
30学級	1	2	44.5	1.5	46.0	49.0	2	2	53.0
33学級	1	2	49.0	1.5	50.5	53.5	2	2	57.5
36学級	1	2	52.5	1.5	54.0	57.0	2	2	61.0

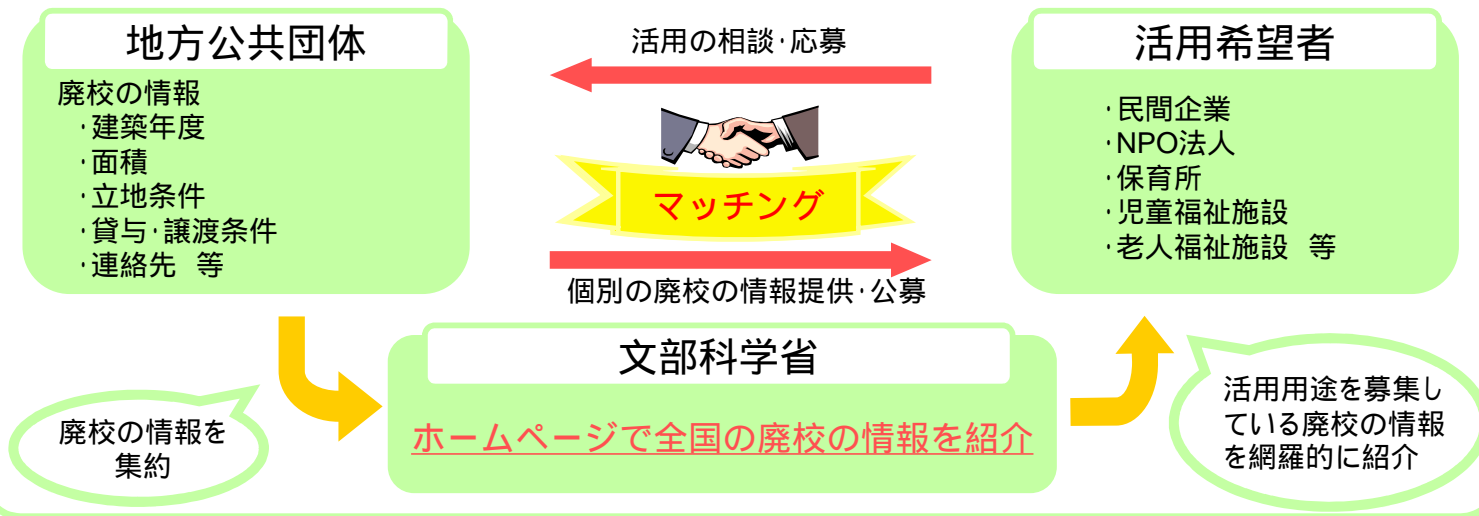
他に、教諭の少人数指導等の定数、養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、栄養教諭等の定数が加わる。

養護教諭は、生徒数801人以上が複数配置であるが、24学級以上を、801人以上とみなして、+1とした。

「みんなの廃校」プロジェクト

廃校施設等の情報と活用ニーズのマッチングのため、活用方法等を募集している廃校施設等の情報を集約
 廃校後の施設等の利用について、特色ある活用事例を情報提供
 廃校施設等の活用にあたり利用可能な補助制度を紹介

「みんなの廃校プロジェクト」～廃校の情報と活用ニーズのマッチング～



ホームページに掲載している情報

活用用途を募集している廃校の一覧

番号	都道府県名	市区町村名	旧学校名	所在地立地条件	用途地域	土地面積	構造竣工年 施設区分	建築面積 延床面積 階数	募集内容	貸与譲渡条件等	備考	担当窓口HP
	県	×市	×小学校	×駅から 徒歩10分	指定なし	5,000㎡	鉄筋コンクリート S45 校舎	400 800 2	貸与先 公募	地域活性化に つながること	屋内運動場も 使用可	http://

廃校の活用事例リンク集

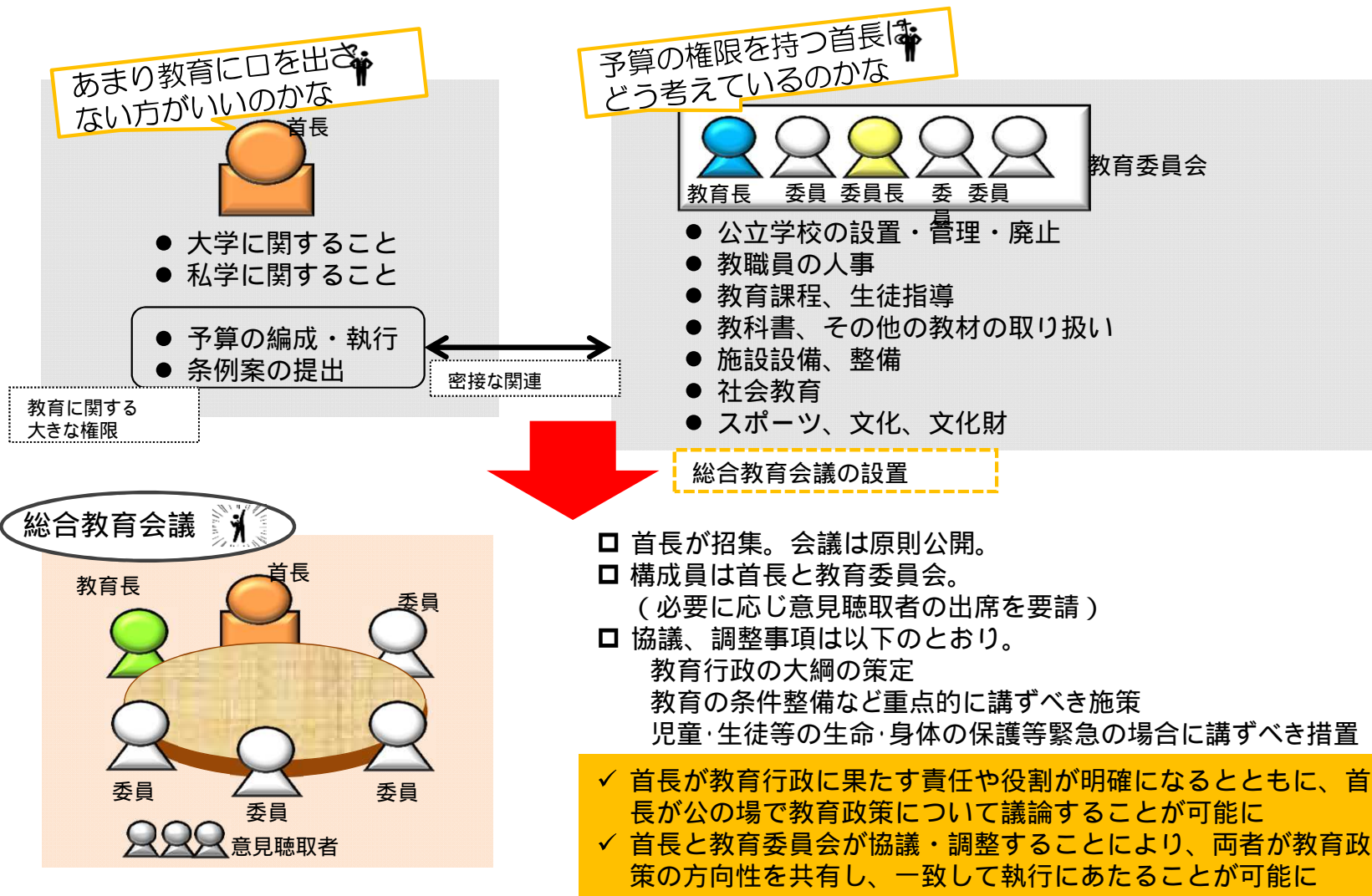
福祉施設、文化施設、オフィス・工場など、廃校の有効活用事例のリンク集

廃校の活用にあたり利用可能な補助制度

廃校を活用する場合に利用可能な各省庁の補助制度の一覧



HPにはパンフレットも掲載。



地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号） （総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2～9（略）

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。



✓地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

平成27年4月1日施行部分

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

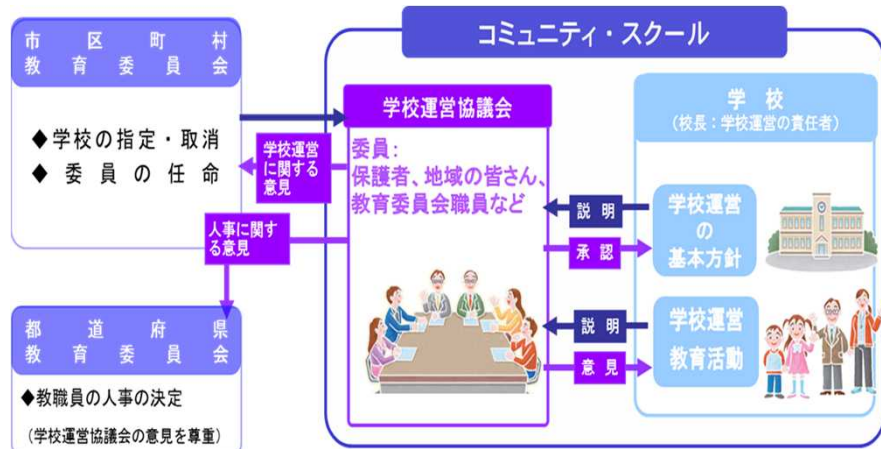
保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。
これにより、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図る。

1. 学校統合の役割

教育委員会が、学校運営協議会を置く学校を指定

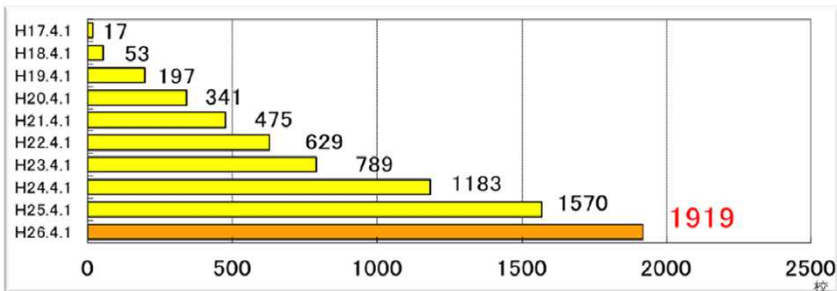
- 校長の作成する学校運営の基本方針の承認(必須)
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見(任意)
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見(任意)
- (教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用)

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5】



2. 設置の状況

平成26年4月時点で全国1,919校が指定

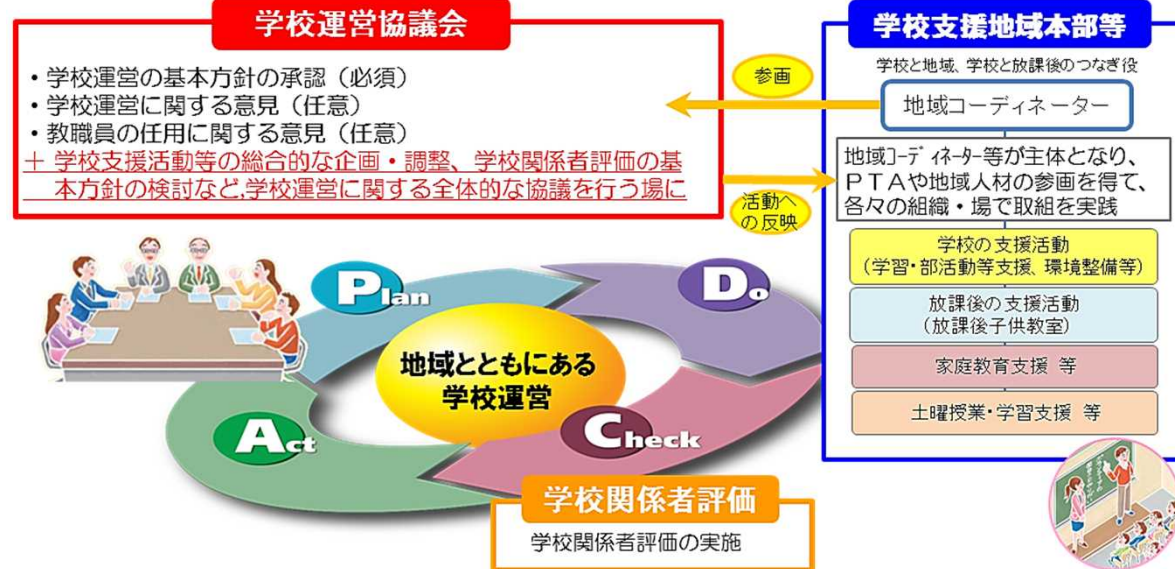


3. コミュニティ・スクールの成果

- 学校と地域が情報を共有するようになった(92.6%)
 - 地域が学校に協力的になった(87.7%)
 - 地域と連携した取組が組織的に行えるようになった(84.0%)
 - 学校に対する保護者や地域の理解が深まった(82.6%)
 - 教職員の意識改革が進んだ(77.4%)
 - など地域との連携が一層深まる中で、
 - いじめ・不登校・暴力など生徒指導上の課題が解決した(42.7%)
 - 児童生徒の学力が向上した(36.2%)
 - などの成果が挙げられる。()内は「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計
- (平成23年度文部科学省委託調査研究 学校運営の改善の在り方に関する調査研究)

4. 今後の目指すべき方向性

コミュニティ・スクールと学校支援地域本部、学校関係者評価等に一体的に取り組み、学校と地域等の連携・協働をより一層促進。

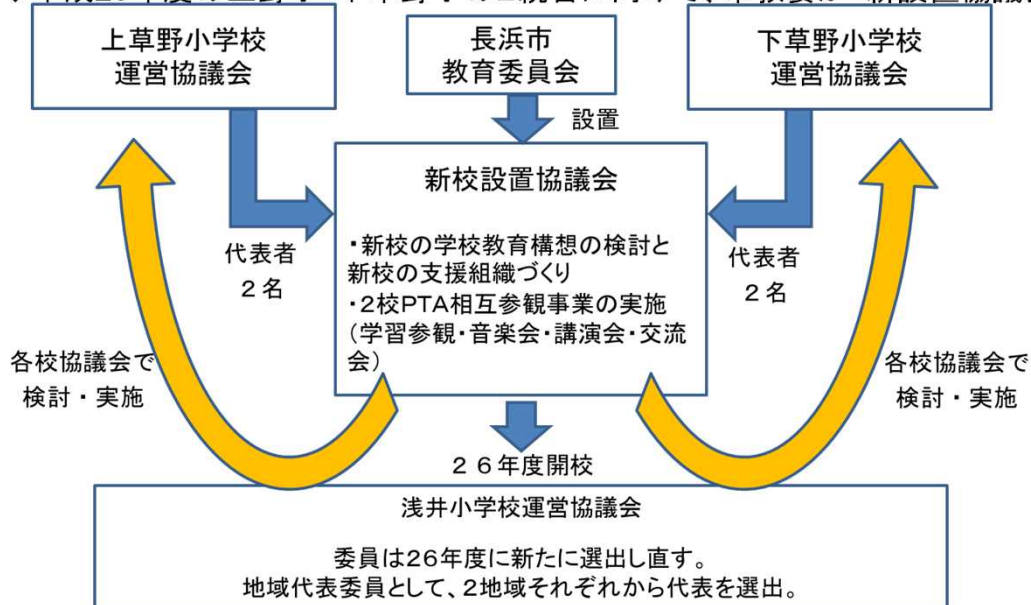


5. 学校統合による学校運営協議会の統合・導入事例

統合等を機に、コミュニティ・スクールを導入するなどすることは、旧通学地域の保護者や地域住民等の間に新たな絆をつくり、一体となって新しい学校を支える体制を構築したり、新たな地域づくりの推進につながったりする大きな契機となりうる。

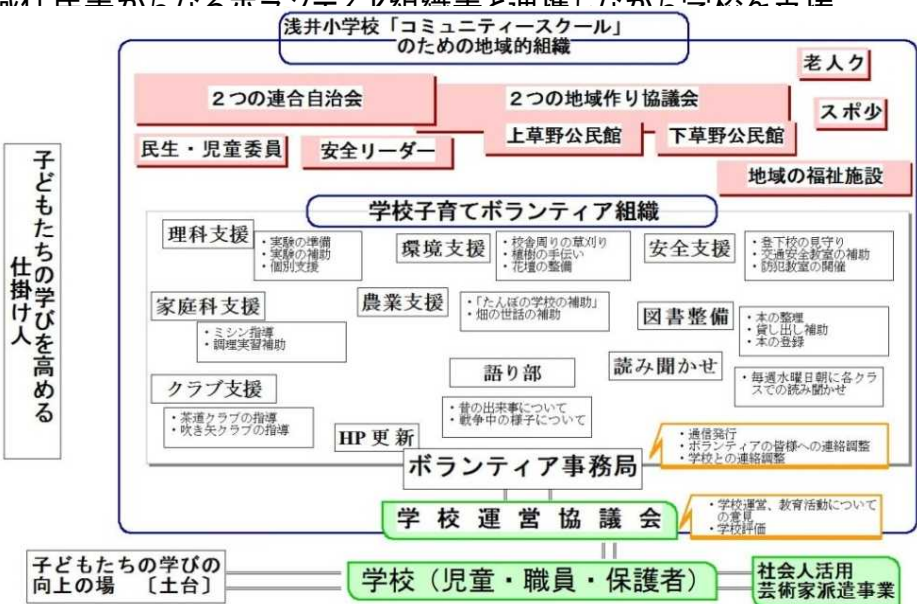
長浜市立浅井小学校(2つの学校運営協議会を統合)

◆平成26年度の上野小・下草野小の2統合に向けて、市教委が「新設置協議会」を設置。地域住民等からなるボランティア組織「浅井小学校「コミュニティスクール」のための地域的組織」が、この学校を支える



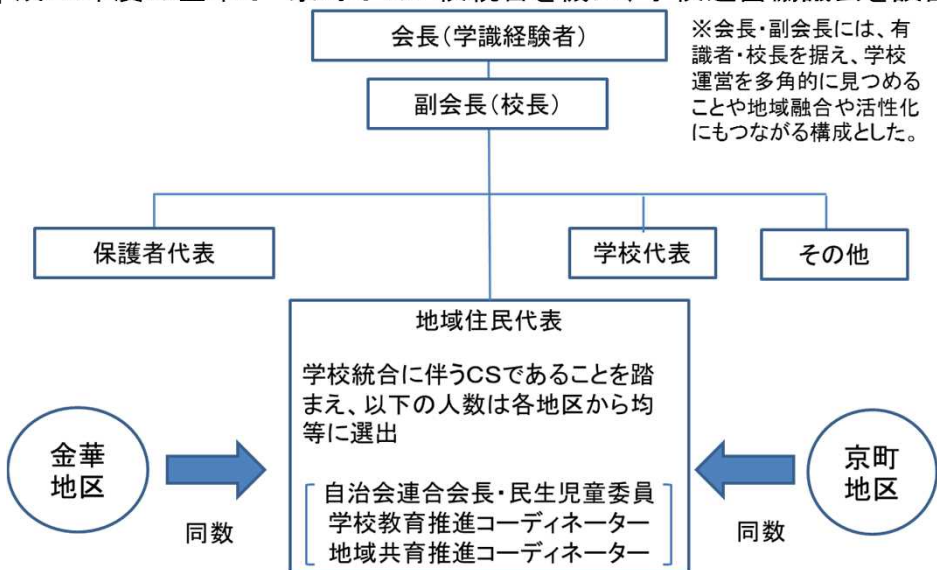
子どもたちの学びを高める
仕掛け人

学校運営協議会を中心に地域「コミュニティ」を形成



岐阜市立岐阜小学校(統合を機に学校運営協議会制度を導入)

平成20年度の金華小・京町小の2校統合を機に、学校運営協議会を設置。学校運営協議会が両地区の調整役として地域行事等も企画・運営。



学校運営協議会を中心に地域「コミュニティ」を形成

岐阜小コミュニティの組織



1節 小中一貫教育が求められる背景

全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が進められているが、それには以下のような背景があると考えられる。

- ・教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・目標規定の新設
- ・近年の教育内容の量的・質的充実への対応
- ・児童生徒の発達の早期化等に関わる現象
- ・中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、中1ギャップへの対応
- ・少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性

2節 小中一貫教育の現状と課題

小中一貫教育の取組は全国的に広がり、今後さらなる増加が見込まれる

現在行われている小中一貫教育の取組の内容や進捗状況は、教育課程の連続性や、教員の指導体制、施設形態、校長の体制等の点において極めて多様である。

小中一貫教育の実施校のほとんどが顕著な成果を認識しており、その内容は学力向上、中一ギャップ緩和、教職員の意識・指導力の向上など多岐にわたる。その一方、教職員の負担軽減など解消を図るべき課題も存在する。

小中一貫教育の取組の多様性を尊重しつつ優れた取組が展開されるような環境整備が必要となる。

3節 小中一貫教育の制度化の意義

運用上の取組では小中一貫教育を効果的・継続的に実施していく上での一定の限界が存在するため、制度化により教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した総合的かつ効果的な取組の実施が可能となる

設置者の判断で教育課程の特例を認め、柔軟な教育課程編成を可能とすることにより、地域の実態に対応した多様な取組の選択肢を提供する

小中一貫教育の制度的基盤が整備されることにより、国・県による支援の充実が行いやすくなる

人間関係の固定化や転出入への対応などの小中一貫教育に指摘されている課題について、制度化に伴い積極的な指導助言や好事例の普及を行うことなどにより、課題の速やかな解消に資する手立てが講じられるようにする

(制度化の目的)

一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成することができる学校種を新たに設けるなどして、設置者が地域の実情を踏まえて小中一貫教育が有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整えることである。これにより、小中一貫教育の優れた取組の全国展開と既存の小・中学校における小中連携の高度化が促進され、義務教育全体の質向上が期待される。

(制度化の基本的方向性)

小中一貫教育が各地域の主体的な取組によって多様な形で発展してきた経緯に鑑み、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能とする必要があることから、下記の2つの形態を制度化すべきである。

1人の校長の下、1つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け(小中一貫教育学校(仮称))

独立した小・中学校が小中一貫教育学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小学校・中学校(仮称))

小中一貫型小学校・中学校(仮称)においては、9年間の教育目標の明確化、9年間一貫した教育課程の編成・実施とともに、これらを実現するための学校間の意思決定の調整システムの整備を要件として求めることが適当である。

小中一貫教育学校(仮称)については、既存の小・中学校と同様に、市町村の学校設置義務の履行対象とするとともに、就学指定の対象とし、市町村立の場合、入学者選抜は実施しないこととすべきである。

小中一貫教育学校(仮称)の小学校段階を終えた後、希望する場合には他の学校への転校が円滑に行えるよう配慮することも必要であり、小中一貫教育学校(仮称)の修業年限の9年間に小学校段階と中学校段階の二つの課程に区分し、6学年修了の翌年度から中学校等への入学を認めるべきである。

小中一貫教育学校(仮称)においては、原則として小・中学校教員免許状を併有した教員を配置することとするが、当面は小学校教員免許状で小学校課程、中学校教員免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進するべきである。

小中一貫教育学校(仮称)及び小中一貫型小学校・中学校(仮称)においては、現行の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本とした上で、独自教科の設定、指導内容の入れ替え・移行など、一定の範囲で教育課程の特例を認めるべきである。

5節 小中一貫教育の総合的な推進方策

国としては、小中一貫教育の実施を希望する設置者の積極的な取組を促すため、財政的支援を含めた条件整備や小中一貫教育の取組の質の向上を図るための方策を総合的に講じていく必要がある。

具体的には、以下のような方策が求められる。

- ・小中一貫教育の制度化および推進に当たっての適切な教職員定数の算定
- ・小中一貫教育に必要な施設・設備の整備への支援
- ・小中一貫教育と学校運営協議会の一体的な導入推進など、義務教育の9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みづくり
- ・モデル事業等を通じた小中一貫教育の好事例の収集・分析・周知
- ・小中一貫教育に応じた学校評価の充実と市町村における評価・検証
- ・都道府県教育委員会による現場のニーズを踏まえた積極的な指導・助言・援助
- ・教職員の負担軽減の取組の推進

研究開発学校制度

研究開発学校とは

教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成実施を認め、新しい教育課程、指導方法について研究開発を行う（昭和51年度から開始）。

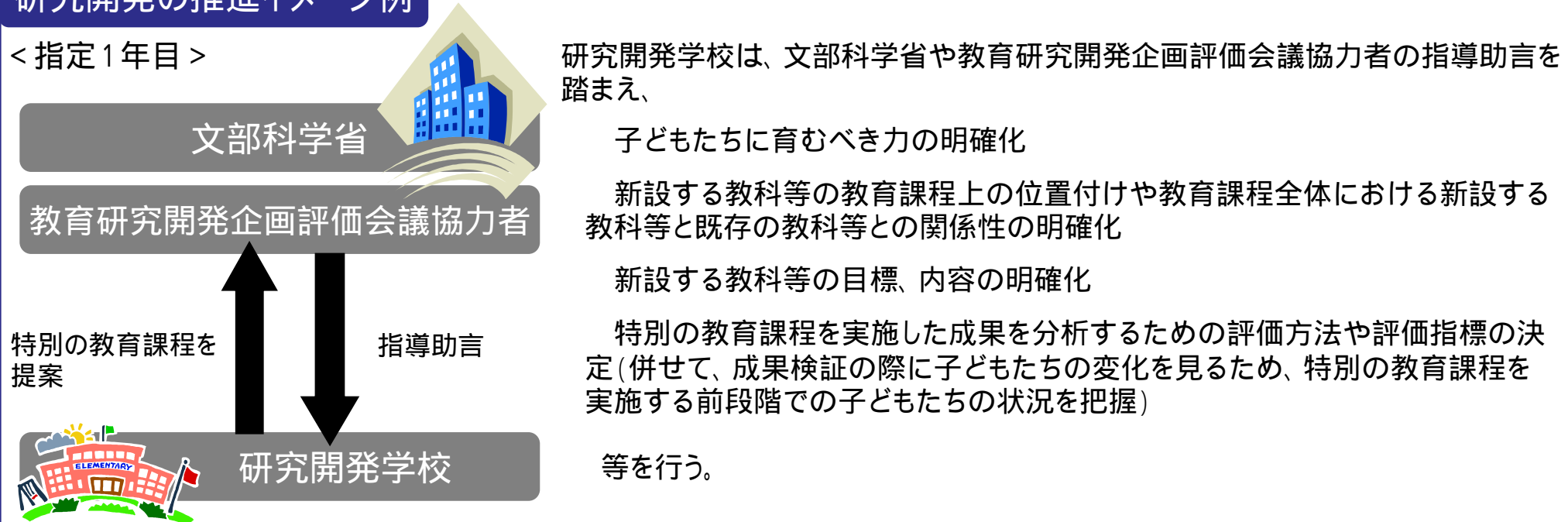
市町村教育委員会等の学校設置者からの申請に基づき文部科学大臣が指定（4年 平成24年度指定校までは3年）。

各学校の創意工夫により研究開発課題を設定。

平成26年度の研究開発学校数は計37件、94校

研究開発の推進イメージ例

< 指定1年目 >



< 指定2～4年目 >

指定1年目に、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言も踏まえて編成した特別の教育課程を実施し、教育課程や指導方法を改善するとともに、特別の教育課程の編成により、子どもたちがどのように変化したかなど、成果の検証を行っていく。

学習指導要領の改訂をはじめ、今後の教育課程の改善に資するより質の高い研究開発を実施

教育課程特例校制度

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度（平成15年度より、「構造改革特別区域研究開発学校」制度として始まり、平成20年度より、「教育課程特例校」制度として手続きを簡素化する等している）。

指定の要件

学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。

総授業時数が確保されていること。

児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。

保護者への経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。

児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（平成26年4月1日現在）

指定件数 249件
（平成25年4月1日現在 221件）

指定学校数 2,775校
（国立8校、公立2,722校、私立43校）
（平成25年4月1日現在 2,669校）

うち、

- ・小学校低・中学年からの英語教育の実施
184件（小学校1,665校）
- ・学校や地域の特性を生かした教科を新設すること等により、小中連携を推進する取組（取組みの内容が、小学校における外国語教育の充実のみに係るものを除く。）
40件 小学校703校・中学校339校

不登校児童生徒を対象とした学校に係る教育課程の特例

施策の概要

不登校の要因・背景の多様化・複雑化に対応し、不登校の実態に基づいた対策の実施のため、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒(注)を専ら対象として、その実態に配慮した特別の教育課程の編成を認める。〔学校教育法施行規則〕

(注)高等学校の生徒については、中退者又は相当の期間高等学校に入学しなかった者を含む。

特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認めれるときは当該学校を指定。〔告示及び指定要項〕

特区803(818)「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」を閣議決定(平成16年12月10日)に基づき全国化するもの。

学校選択制について

市町村教育委員会は、市町村内に小学校(中学校)が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校(中学校)を指定することとされている(学校教育法施行令第5条)が、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。(学校教育法施行規則第32条第1項)

この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると、主に以下のようなタイプがある。

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

公立学校施設整備事業の概要（平成26年度）

趣旨

学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」（施設費負担法）等に基づき、公立学校建物（公立小中学校、特別支援学校、幼稚園の校舎・体育館等）の施設整備に要する経費の一部を国庫補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

補助事業の概要

事業名	負担(算定)割合	事業の内容
新 増 築	1 / 2	学校建物（校舎、体育館等）を新しく建設又は増築（教室不足の解消、学校統合）
改 築	1 / 3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、等
	1 / 2 (業上げ)	Is値が0.3未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
地震補強	1 / 2 (業上げ)	地震による倒壊の危険性があるもの(Is値0.3～0.7未満)
	2 / 3 (業上げ)	地震による倒壊の危険性が高いもの(Is値0.3未満)
大規模改造	1 / 3	エコ改修や老朽化に伴う補修など、既存の学校建物を、建て替えずに改修（老朽改修、統合改修、トイレ改修、空調設置、障害児対策等）
長寿命化改良	1 / 3	老朽化により構造上危険な状態にある建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修
防災機能強化	1 / 3	避難所として必要な、学校施設の防災機能強化（非構造部材の耐震化、避難経路、備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備、等）
武道場	1 / 3	中学校に柔道場、剣道場等を整備
太陽光発電等設置	1 / 2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備（太陽光パネルの設置、太陽熱利用、風力発電の整備、太陽光パネル既設置校への蓄電池の整備）
その他	1 / 3	屋外環境（グラウンド）、木の教育環境、学校プール、社会体育施設、学校給食施設、高校の産業教育施設等の整備、特別支援学校の用に供する既存施設の改修 ^(注1)

(注1) 平成26年度に創設

平成26年度における補助事業の概要であり、年度により変更がありうる。

新 増 築 : 公立学校施設整備費負担金
 新增築以外 : 学校施設環境改善交付金

公立小中学校の統合事業の概要（公立学校施設整備費負担金）

趣旨

公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担することにより、これらの学校の施設の整備を促進し、その教育の円滑な実施を確保する。

事業内容

対象校	負担割合	整備内容
小学校、中学校	1 / 2	事業の内容 校舎及び屋内運動場の整備 資格面積 学級数に応ずる必要面積 - 当該学校の保有面積 = 資格面積

離島等の特別地域については、国庫負担割合の嵩上げ措置がある。

大規模改造（余裕教室）事業の概要

趣旨

地域住民にとって最も身近な地域コミュニティの拠点となる学校施設について、少子化に伴い生じている余裕教室を子育て支援施設や高齢者福祉施設に活用するため、必要となる施設整備の一部について補助する。

事業内容

対象校	算定割合	整備内容
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程	1 / 3	公立小中学校の余裕教室を、放課後児童クラブ、保育所、児童館、子育て支援センター等の子育て支援施設やデイサービスセンター等の高齢者福祉施設に転用するために必要となる解体撤去工事。 転用にあたって必要となる、既存施設の撤去工事及び必要最小限の改修工事 ・玄関を設置するため、教室外側の窓部分の撤去 ・黒板や教壇等の不要な作り付け物品の撤去 ・カーペット敷きとするため、木製の床材の撤去 ・普通教室として使用している教室を転用するため、別の場所に普通教室を作り直す場合に、他の余裕教室を普通教室へ改修する工事

(財政力指数1.00超の地方公共団体 ……2 / 7)

対象工事費 下限額 200万円

上限額 2億円(過去において児童生徒が急増した市町村にあっては3億円)

備考

この他、転用施設に応じた各省庁の補助も活用できる。

地域・学校連携施設整備事業の概要

趣旨

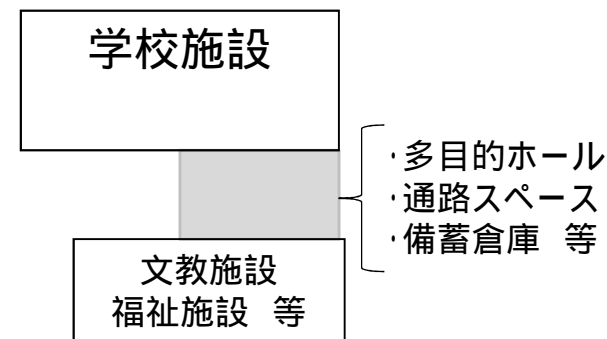
学校と地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域の持つ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場、また、地域の人々の交流の場などを備えた地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備推進を図る。

事業内容

- ・ 対象校：公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校
- ・ 交付金の算定割合：1 / 3
- ・ 整備内容：学校施設の複合化を促進するとともに、地域の生涯学習活動等の拠点となるよう、他の文教施設や福祉施設等と有機的な連携を図るために必要となる施設の整備
- ・ 対象施設
 - ア 文教施設(社会教育施設、社会体育施設、文化施設・文化財保護施設)
 - イ 福祉施設(高齢者福祉施設、児童福祉施設等、身体障害者更生援護施設等)
 - ウ その他、学校施設と複合化することが適当と認められる施設

対象経費	国庫補助基準面積	単価	備考
他の文教施設や福祉施設等との複合化を図ることに伴い必要となる施設(多目的ホール、展示ホール等の交流スペース、通路スペース、備蓄倉庫等)の整備及び各室等の空調設備を整備するのに必要な経費	学校施設と複合化対象施設との共用スペース(多目的ホール、展示ホール等の交流スペース、通路スペース、備蓄倉庫等)の面積に0.5を乗じて得た面積を国庫補助対象面積とする(ただし、当該校の校舎又は屋内運動場の必要面積の7%を限度とする。)	各学校種の校舎又は屋内運動場の単価	学校施設の新増改築と同時整備の場合に限る。

(参考) 補助対象となる箇所



財産処分手続の概要

原則

国庫補助を受けて整備した建物を、処分制限期間内に転用等する場合は、文部科学大臣の承認(財産処分手続)が必要
本来、公立学校施設整備のために交付された補助金であるため、補助目的外に転用等する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要。

(補助金適正化法等)

公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化

文部科学省では、国庫補助金相当額の**国庫納付をほとんどの場合に不要**とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の**大幅な簡素化・弾力化**を図り、地方公共団体の取組を支援。

<国庫補助事業完了後10年以上経過し、次のいずれかに該当>

- ・無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取り壊し)(相手先は問わない)
- ・有償による貸与・譲渡で、国庫納付金相当額を学校施設整備のため基金に積み立てた場合

<国庫補助事業完了後10年未経過で、次のいずれかに該当>

- ・耐震補強事業等を実施した建物等の無償による財産処分
- ・大規模改造事業で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分
- ・市町村合併計画に基づく建物等の無償による財産処分
- ・地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与

秋田県東成瀬村立東成瀬小学校

(なるせっ子夢センター(なるせ保育園、なるせ児童館)、村民体育館との複合施設)



なるせっ子夢センター整備の背景

* 村で進行する少子化や保護者の就業の多様化に伴い、保育サービス形態も大きな転換期を迎えていることや、幼小連携、子育て支援といった新たな行政施策の必要性、施設の老朽化や効率的な施設運営への対応など、一連の山積する課題への対応について検討

* 平成19年の「東成瀬村就学前の保育・教育を考える会」の保育所統合と子育て支援の環境整備という提言や、保護者の意見等を踏まえ、送迎の便や安全安心、余裕のある敷地等を考慮し、東成瀬小学校に隣接する形で建物を整備

各施設概要

東成瀬小学校

- ・延べ面積 1,984㎡
- ・児童数121名
- ・学級数7(うち特支1)
- ・職員数:17名
- ・複合施設(保育所、児童館)にある多目的室(356㎡)をランチルームとして活用
- ・複合施設(村民体育館)を学校体育館として優先的に使用している
- ・児童と保育園児との積極的な交流を実施(運動会、小学生による読み聞かせ、遊具開放 等)
- ・個に応じた指導を充実させている(算数・国語等でのTT・少人数指導、理科の専科制指導 等)
- ・近隣の中学校と連携した教育を実施している



なるせっ子夢センター(なるせ保育園、なるせ児童館、多目的室からなる2階建建物)

なるせ保育園

- ・延べ面積 約990㎡
- ・定員 90名(H25.4.1現在83名)
- ・職員 22名
- ・産後8週目から受け入れ可能。0歳児から5歳児まで一貫した保育を目指している
- ・小学校との連携の他、地域との連携も積極的に実施(デイサービス訪問、読み聞かせ等)

児童館

- ・延べ面積 約630㎡
- ・職員 9名
- ・月曜日から日曜日まで開館
- ・乳幼児から高齢者まで利用可能
- ・放課後子どもプランの活動場所にもなっている
- ・子育て支援として、育児相談や子育て講座等を実施している

村民体育館

- ・延べ床面積 1,490㎡、2階建てで、1階のアリーナはバスケットボールコートが2面とれる大きさ。2階にはトレーニング機器を備えたスペースがある。土日や夜間は一般住民が利用。

管理運営の状況

	保育園 児童館	小学校	体育館
管 理	教育委員会 (民間委託)	教育委員会 (民間委託)	教育委員会 (民間委託)
運 営	教育委員会 (民間委託)	教育委員会	教育委員会 (民間委託)

事務委任 (防犯等の管理、運営)



首長部局は、地方自治法180条の2に基づき、その権限に属する事務の一部を、教育委員会の執行機関の事務を補助する職員に委任させている。

予算の補助執行 (管理費、運営費を一括して執行)



首長部局は、地方自治法180条の2に基づき、教育委員会に予算の補助執行をさせている。

理由:事務が煩雑にならないよう主たる施設である小学校を所管する教育委員会に一本化

東京都杉並区立松溪中学校

(高齢者在宅サービスセンター「松溪ふれあいの家」との複合施設)



複合化施設建設の背景

- * 杉並区が、介護保険制度の開始(2000年)と合わせて、少子化に伴い生じた小中学校の空き教室を活用した『杉並区立高齢者在宅サービスセンター』(デイサービス)を5カ所に開設。松溪中学校でも、既存学校施設の余裕教室を、首長部局所管施設(デイサービス)に転用。
- * 運営主体に生きがいの会(NPO法人)が公募、杉並区から業務委託。

管理運営の状況

各施設所管課が管理運営している

- ・松溪中学校:教育委員会
- ・松溪ふれあいの家:首長部局

各施設概要

松溪中学校

延べ床面積 約8,840㎡

高齢者在宅サービスセンター「松溪ふれあいの家」

- ・児童数307名 ・学級数9 ・職員数:約50名
- ・2010年11月新校舎完成。
- ・子供たちの教育環境の充実に図り、環境負荷を可能な限り少なくする学校づくりを行っている。
- ・エコスクール(環境共生型学校)として設計。
例:校舎屋上・壁面の緑化、外断熱、複層ガラス、通風による排熱、太陽光パネルの設置、雨水利用など
- ・多摩産材の杉を使用した内装木質化によるぬくもりのある学習環境。
- ・災害時の震災救援所機能の充実。
- ・併設施設のふれあいの家(高齢者在宅サービスセンター)との連携。
例:吹奏楽部による演奏、中学校合同による震災救援所訓練、中学生の職業体験実習、図書館の放課後開放支援 など

- ・旧校舎の改修(平成13年)に合わせて、増築部分(理科室)を改修し、デイサービス施設として活用
- ・利用者:介護保険認定者 利用者の7割が男性
- ・趣味のプログラムとして、様々なプログラムを実施。(麻雀、囲碁・将棋、ゲーム、散歩、ガーデニング、書道、絵手紙、歌、絵画、墨絵、手工芸 など)
- ・運営主体:NPO法人いきがいの会
- ・施設所有者:杉並区 NPO法人は杉並区から土地を賃貸。現在、賃貸料は支払っていないが、今後支払う予定
- ・利用時間:(平日)8:30~17:15 (土曜)8:30~17:15
- ・休館日:日曜、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

中学校と松溪ふれあいの家との連携



学校施設の長寿命化改修の手引

～ 学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～

長寿命化改修とは

老朽化対策を効率的・効果的に進めるための新しい改修方法。
コストを抑えながら建て替え同等の教育環境の確保が可能。

適切なタイミング(築後45年程度)で長寿命化改修を行うことで、
その後30年以上、建物を使い続けることができる。

長寿命化改修のメリット

工事費用の縮減、工期の短縮が可能

- ・構造体(柱やはり)の工事が大幅に減少するため、工事費用が建て替えと比較して4割程度縮減。

建て替えた場合と同等の教育環境の確保が可能

- ・ライフラインや仕上げ、機能の一新が可能
- ・間取りを変更することも可能

廃棄物量が少ない

- ・排出する廃棄物が少なく環境負荷が少ない
- ・廃棄物処理に係るコストの削減が可能



- 「学校施設の長寿命化改修の手引」を平成26年1月に公表
- ・長寿命化改修の意義や効果、手法についてQ & A形式で解説
 - ・図面や先進事例に関する写真を多数掲載

【本文URL(文部科学省ホームページ)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/027/toushin/1343009.htm

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齡児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

第三十九条 市町村は、適当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

第四十条 市町村は、前二条の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは、小学校の設置に代え、学齡児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。

2 (略)

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

学校図書館と公共図書館等の連携例

一部の自治体においては、学校図書館と公共図書館等の連携への取組が行われている。

千葉県市川市 「学校図書館支援センター事業」

< 公共図書館と学校、学校間で必要な図書を相互貸借 >

- ・公共図書館を起点に2台の配送車が週2回、全63校(園)を一巡する物流システムを構築。
- ・Eメール等により貸出希望を連絡。対象図書を公共図書館や各学校が物流システムにのせる。

(経緯)

平成6年 図書相互貸借(図書物流) 開始

平成7年 パソコン通信による蔵書検索 開始

(参考:千葉県市川市)

面積 56.39km²

人口 472,387人

(平成26年9月30日)

世帯数 227,605世帯

(平成26年9月30日)

茨城県三浦村 「学校図書資源共有ネットワーク事業」

< 公共図書館と学校図書室の蔵書をネットワーク化し、「ひとつの大きな図書館」として蔵書を一体運用 >

- ・村内の中央公民館図書館、3小学校、1中学校の蔵書をネットワーク化し、一つの図書カードで貸出・配達。

(経緯)

平成7年 公共図書館による小学校への図書の持ち込み(移動図書) 開始

平成23年 学校図書資源共有ネットワーク事業 開始

(参考:茨城県美浦村)

面積 66.57km²

人口 16,839人

(平成26年4月1日)

世帯数 6,857世帯

(平成26年10月1日)

